

議案第 1 号

「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の改定について
令和 6 年（2024 年）4 月 10 日提出

教育長 檜田 英樹

札幌市いじめの防止等のための基本的な方針の改定について、別添のとおりとする。

（理 由）

札幌市いじめの防止等のための基本的な方針の改定について、パブリックコメント及びキッズコメント手続きを経て、別添のとおり確定させるため、本議案を提出する。

(案)

札幌市いじめの防止等のための基本的な方針

平成 28 年 6 月
札幌市・札幌市教育委員会
(最終改定 令和〇年〇月)

(案)

はじめに

国においては、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）を制定し、その法律に基づき「いじめの防止等のための基本的な方針」を示しました。

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にでも起こり得ることであり、いじめをなくしていくためには、児童生徒一人一人に、発達の段階に応じて他者を理解し尊重する心を育んでいかなければなりません。

また、法の基本理念に基づき市民一人一人がいじめに対しての認識を深め、共に手を携えながら、いじめの問題に向き合うことが重要となります。

法の制定から10年が経過しましたが、いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であることを改めて共通認識し、法の正しい理解に基づく適切な対応を、社会総がかりで取り組むことが重要です。

札幌市においては、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」の趣旨等を踏まえ、平成28年6月に札幌市におけるいじめ防止等の対策に係る基本的な考え方を示す「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」を策定、令和元年6月に改定し、この方針に基づき、全市立学校の児童生徒を対象としたアンケート調査による実態把握をはじめとして、いじめの未然防止・早期発見・対処の取組を進めてまいりました。

しかしながら、教育委員会と学校が、法や国の基本的な方針に則った適切な対応をとらなかったために、令和3年に深刻ないじめの重大事態を発生させ、子どもの命を守ることができなかったことを深く反省し、新たな決意をもっていじめ防止の取組を進めていく必要があります。

令和5年4月にこども基本法が施行され、国においてはこども家庭庁の下「こどもまんなか」社会の実現に向けた取組が進められています。また、札幌市においてもいじめの認知件数の増加など、いじめ対策を取り巻く状況に変化が生じております。

そのような中、令和5年2月に「札幌市立中学校における重大事態調査報告書」における提言があり、これを重く受け止め、札幌市として、二度と同じ事案を発生させることのないよう、より一層危機感をもって取り組むため、本方針を改定することとしました。

(案)

今後は、このたび改定した基本方針に基づき、札幌市全体でいじめの防止に係る取組を推進し「子どもたちが健やかに育つ街さっぽろ」を築いてまいりたいと考えております。

目 次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	P 1
1 「いじめ防止対策推進法」制定の背景	
2 いじめの防止等の基本理念	
3 いじめの定義及び基本的理解	
4 「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の策定の背景等	
5 札幌市いじめ防止基本方針の位置付け	
6 札幌市におけるいじめの現状	
7 「札幌市立中学校における重大事態調査報告書」（令和5年2月）での提言内容と 提言を踏まえた方針改定の主なポイント	
第2章 いじめの防止等のために札幌市が実施する取組	P 7
1 いじめの防止に関すること	
2 いじめの早期発見・いじめへの対処に関すること	
3 いじめの防止等に関係する機関との連携	
4 いじめの防止対策を徹底するための教育委員会と学校の連携	
5 再発防止策の検証	
第3章 いじめの防止等のために学校が実施する取組	P 15
1 学校いじめ防止基本方針の策定	
2 いじめの防止等の対策のための組織の設置	
3 いじめの未然防止	
4 いじめの早期発見	
5 家庭・地域との連携	
6 いじめへの対処	
7 いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組	
8 個別の対応状況に関する記録及び引継	
9 緊急時の対応	
第4章 市立学校におけるいじめへの対処の確認	P 25
1 事実関係の確実な把握といじめの認知	
2 いじめられた児童生徒の安全・安心を確保	
3 いじめた児童生徒等への解決に向けた働きかけ	
4 関係保護者との連携	
5 教育委員会、関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等との連携	
6 再発防止	
7 いじめの解消	
第5章 重大事態への対処	P 28
1 重大事態とは	
2 重大事態の発生時の対応	

<参考資料> ・いじめ防止対策推進法・札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例

(案)

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 「いじめ防止対策推進法」制定の背景

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。

また、全国的に、いじめを背景とした児童生徒の生命や心身に重大事態が生じる事案が発生している。

こうした状況を踏まえ、国においては、いじめの問題への対応は、学校¹における最重要課題の一つであり、学校を含めた社会全体で取り組むことが必要であるとの認識の下、いじめの防止等のための対策に関して基本理念や体制を整備するため、平成25年に「いじめ防止対策推進法」（以下「いじめ防止法」という。）を制定した。

2 いじめの防止等の基本理念

国では、いじめ防止法第11条1項の規定に基づき策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」の中で、以下のとおり、いじめの防止等の基本理念を掲げている。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

※国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より抜粋

国が掲げるいじめ防止等に関する基本理念は普遍的なものであり、本市のいじめ防止等に係る基本的な考え方と一致している。

3 いじめの定義及び基本的理解

(1) いじめの定義（いじめ防止法第2条）

いじめ防止法では、以下のとおりいじめを定義している。

◆いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

¹ 学校：いじめ防止対策推進法の学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）が該当する。

(案)

- ※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツ少年団等当該児童生徒が関わっている他校の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。
- ※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(2) いじめについての基本的理解

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめ防止法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合や、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいた場合などにおいて、当該児童生徒がそのことを知らずにいたとしても、いじめる行為を行った児童生徒に対して教育的指導が適切に行われるべきである。加えて、いじめに当たると判断した場合でも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、この場合においても、法が定義するいじめには該当するため、学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要である。

◆具体的ないじめの態様

- *冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- *仲間はずれ、集団による無視をされる
- *軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- *ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- *金品をたかられる
- *金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- *嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- *パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

※国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より

4 「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の策定の背景等

(1) 策定の背景

札幌市においては、いじめ防止法及び「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」（以下「子どもの権利条例」という。）などを踏まえ、いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であることを共通認識し、法の正しい理解に基づく適切な対応を、法の基本理念に基づき社会総がかりで取り組むために、いじめの防止等の取組を一層明確化し、すべての児童生徒がいじめに向かわないよう、また、いじめられたときには誰かに相談できるよう、そして、安心して日々の生活を

(案)

送ることができるようにするため、「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「札幌市いじめ防止基本方針」という。）を策定する。

(2) 策定後の状況と改定理由

令和5年4月にこども基本法が施行され、国においては、こども家庭庁の下「こどもまんなか」社会の実現に向けた取組が進められている。また、札幌市においてもいじめの認知件数の増加など、いじめ対策を取り巻く状況に変化が生じている。

そのような中、令和3年に深刻ないじめの重大事態を発生させ、子どもの命を守ることができなかった。本重大事態について「札幌市立中学校における重大事態調査報告書」（令和5年2月）における提言があり、学校の組織的な対応の不備、児童生徒のSOSを適切に捉えることができなかったこと、学校間の情報の引継ぎができていなかったこと、連携が適切に行われていなかったという課題が明らかになった。これらの課題を重く受け止めるとともに、より一層危機感をもって、法の基本理念に基づき、社会総がかりでいじめ防止に取り組む体制の強化を図ることを目指して本方針の改定を行う。

(3) 札幌市が目指すいじめ防止のビジョン

いじめという行為は、人権侵害行為で許されるものではなく、いじめの問題をより根本的に克服していくため「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」との認識をもち、子どもたちが自治的な活動を通して、いじめの問題について主体的に考えることが重要である。

また、教育を取り巻く問題は複雑かつ多岐にわたっていることを念頭に、法の基本理念に基づき、学校・家庭・地域が一体となって、社会総がかりでいじめを生まない土壌を作っていく必要がある。

さらに、札幌市全体で重層的・包括的な支援を行うべく連携を図り、いじめ防止等の対策を進める必要がある。

そこで、下記のいじめ防止のビジョンを掲げ札幌市全体でいじめ防止に取り組んでいく。

**学校・家庭・地域総ぐるみで、
いじめは「しない・させない・許さない」を徹底**

5 札幌市いじめ防止基本方針の位置付け

国においては、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためにいじめ防止法を制定し、その法律に基づき国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を示した。

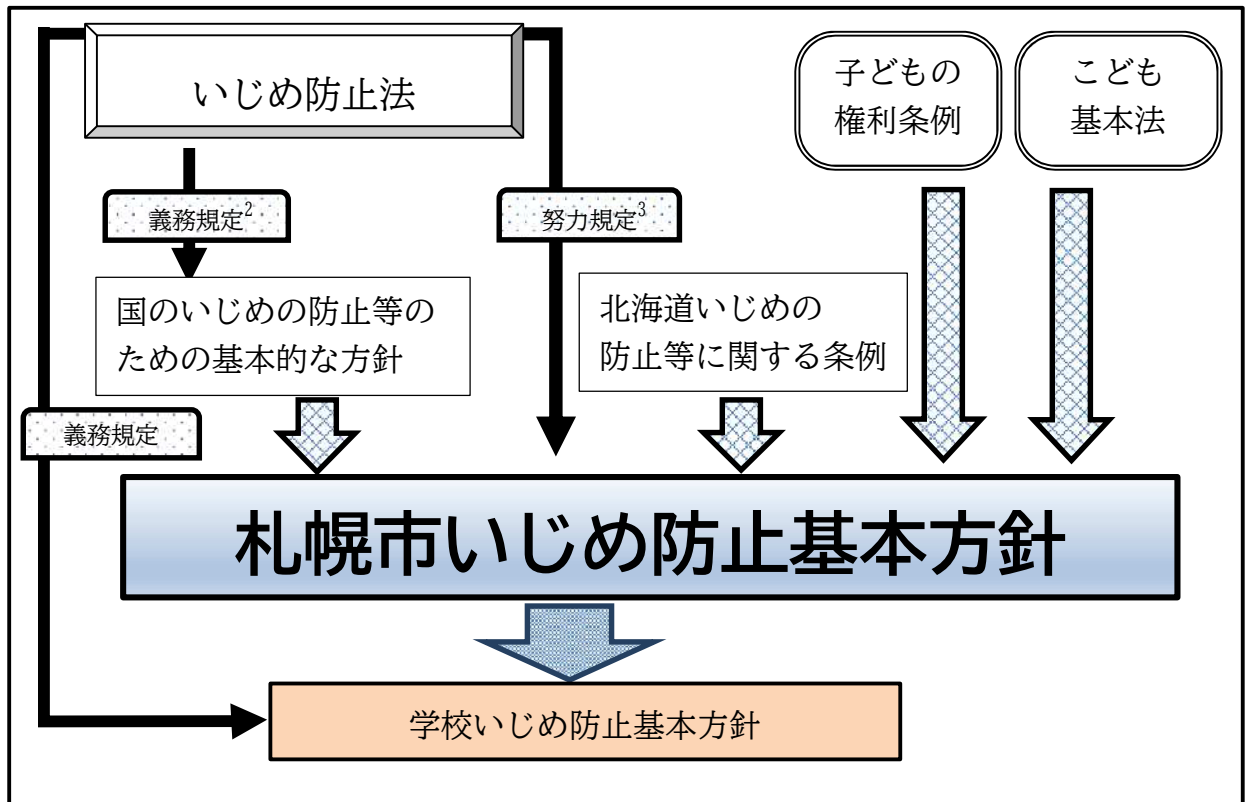
札幌市では、国際条約「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の趣旨を、よりわかりやすく札幌市の実態に即した形で具体的に示し、あらゆる場面での実践につなげるため、子どもの権利条例を制定し、平成21年に施行した。

(案)

子どもの権利条例では、すべての子どもは、かけがえのない存在であり、誰もが生まれたときから権利の主体であるとし、子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができるよう、「安心して生きる権利」として、「いじめから心や体が守られること」や「気軽に相談し、適切な支援を受けること」などを規定している。

また、令和5年4月に施行された「こども基本法」では、全てのこどもについて、「基本的人権が保障されること」や「年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること」が基本理念として規定されている。

札幌市いじめ防止基本方針は、いじめ防止法第12条に基づき策定したものであり、地域全体でいじめの防止等を図るため、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための札幌市における取組の基本的な方針であるとともに、いじめ防止法第13条に基づき、市立学校が「学校いじめ防止基本方針」を策定する際に参酌するものである。



² 義務規定：いじめ防止法第11条では、文部科学大臣はいじめ防止基本方針を定めるものとされている。また、同法第13条では、学校は当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとされている。

³ 努力規定：いじめ防止法第12条では、地方公共団体は、地方いじめ防止基本方針を定めるよう努めるものとされている。

(案)

6 札幌市におけるいじめの現状

札幌市におけるいじめの認知件数は、以下のとおりである。件数は、近年増加傾向となっており、令和4年度の1,000人当たりの認知件数は86.5件（全国平均53.3件）となっている。

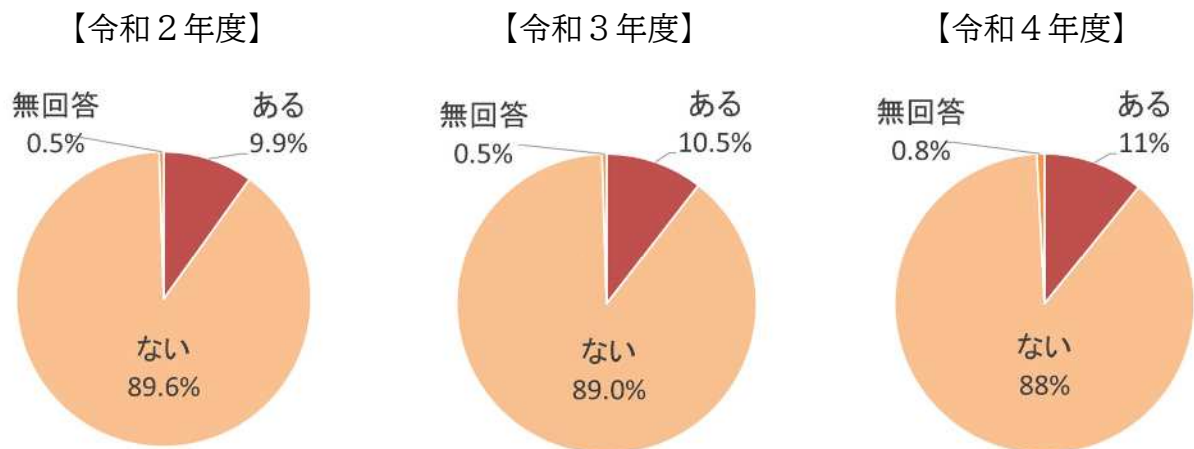
年度	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
認知件数	7,854	9,146	7,331	9,003	12,104

国としては、いじめの認知件数が増加することについて、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったと肯定的に捉えている。札幌市においては、積極的にいじめを認知していると考えられるものの、その解消に向けての組織的な取組については、課題がある。

札幌市が設置する学校（以下「市立学校」という。）の全児童生徒を対象として毎年11月に実施している「悩みやいじめに関するアンケート調査」の結果から把握したいじめの実態の概要は以下のとおりである。

(1) いじめを受けた児童生徒の割合

（質問）あなたは、今の学年になってから、いじめられたことがありますか。



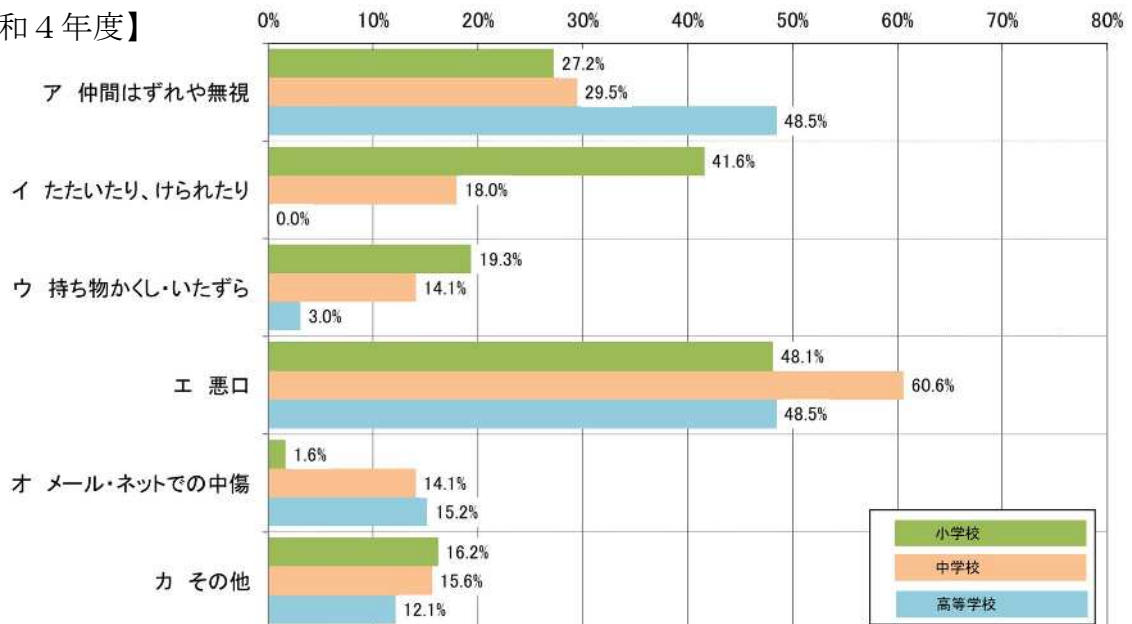
ここ数年間10%程度の児童生徒がいじめられたことがあると回答していることから、いじめをなくすことは難しいが、早期発見・対処により、深刻化を防ぐことが大切である。

(案)

(2) いじめの内容

(質問) 今の学年になってから、いじめられたことが「ある」と答えた児童生徒のうち、それはどのようないじめでしたか。

【令和4年度】

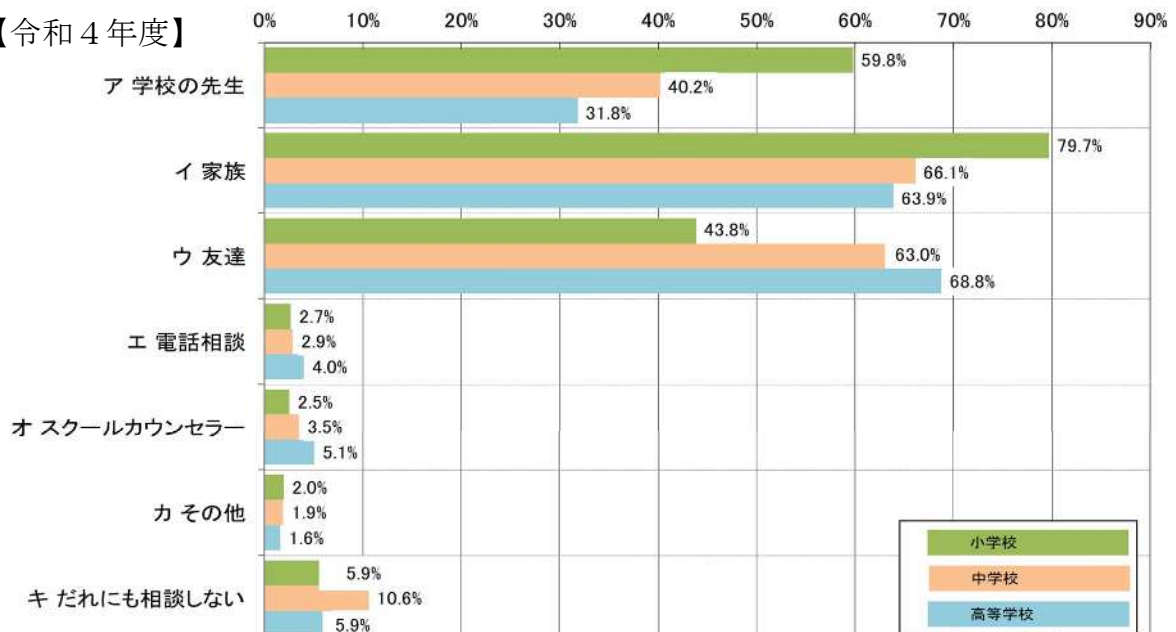


小学生、中学生では「悪口」の割合が最も高く、次いで小学生では「たたいたり、けられたり」、中学生では「仲間はずれや無視」となっている。高校生では「仲間はずれや無視」「悪口」の割合が高い。「メール・ネットでの中傷」の割合は、小学生はほぼないが、中学生、高校生になると増加している。

(3) いじめられたときに相談する相手

(質問) あなたは、自分がいじめられたら、誰に相談しますか。

【令和4年度】



(案)

「学校の先生」、「家族」に相談する割合は、小学生、中学生、高校生と順に低くなるが、「友達」に相談する割合は、小学生と比較して中学生と高校生は高くなる。

また、「だれにも相談しない」割合が一定程度いることから、各種相談窓口の周知を図るとともに困りや悩み等を相談することの重要性を繰り返し伝えていくことが大切である。

7 「札幌市立中学校における重大事態調査報告書」（令和5年2月）での提言内容と提言を踏まえた方針改定の主なポイント

(1) 提言内容

- ・ いじめの認知及び解消の判断等、いじめの対応に係る学校の組織的な対応
- ・ アンケート調査や各種記録の効果的な活用
- ・ 専門家との連携強化
- ・ 教職員向け研修の充実
- ・ 教育委員会による学校の取組の把握・指導・助言

(2) 提言を踏まえた方針改定の主なポイント

- ・ 学校いじめ対策組織の構成員及び会議の開催方法等の規定
- ・ いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組
- ・ 個別の対応状況に関する記録及び引継ぎ
- ・ 緊急時の対応については、学校と教育委員会の連携について明記
- ・ 教育委員会による学校の取組状況の把握と指導・助言・支援
- ・ 教職員の指導力向上（教職員の意識改革、研修の充実）
- ・ ICTを活用した児童生徒のSOSの早期発見・早期対応
- ・ 専門家との連携強化
- ・ 再発防止策の検証

第2章 いじめの防止等のために札幌市が実施する取組

全ての児童生徒がいじめに向かうことのないようにするためには、学校の教育相談体制の充実を図るとともに、学校と家庭、地域住民、その他あらゆる関係者と連携しながらいじめの防止や早期発見、対処等を行うことが必要である。

札幌市では、いじめの防止対策を徹底するため、いじめの防止等の取組を以下のとおり実施する。

《札幌市全体での取組》

- いじめの早期発見・いじめへの対処のため教育委員会や子どもアシストセンターなど関係機関間での連携
- 教育委員会、子ども未来局、保健福祉局などの子ども支援を担当する部局間での協働による課題を抱えた子どもたちへの支援
- 学校、児童養護施設や児童会館などの子どもが育ち学ぶ施設間の情報共有と連携した対応

1 いじめの防止に関すること

(1) こども基本法及び子どもの権利条例の趣旨を生かした学校教育の推進

- こども基本法における、子どもが意見を表明する機会を確保するという基本理念に基づき、子どもの声を聴きながら、いじめの防止等の取組を実施する。
- 子どもの権利に関するパンフレットを市立学校に配布し、学級活動や道徳などの授業での活用を促すなどして、いじめの防止に向けた理解を進める。
- 市立学校に対しては、子どもの権利条例の趣旨を生かし、子どもが自分の権利について理解するとともに他者の権利を尊重する意識や態度を育む教育活動が推進されるよう指導・助言を行う。

(2) 市立学校における豊かな心の育成に向けた学校教育の推進

ア 豊かな感性と社会性を育む教育の充実

「札幌市学校教育⁴」などにおいて、豊かな心の育成に向け、児童生徒の発達の段階に応じた指針を示し、生命の尊重、思いやりの心を育む教育活動に取り組む。

イ 命を大切にする指導の充実

道徳教育の充実や児童生徒が助け合い支え合うピア・サポート⁵などを推進し、児童生徒の自己肯定感⁶、自己有用感⁷を育む。

ウ 道徳教育の充実

小中学校における「特別の教科 道徳」の学習とともに、各学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育において、いじめは絶対に許されないという心情に支えられた、道徳的実践意欲と態度を養う。

エ 生命（いのち）の安全教育の推進

児童生徒が、生命を大切に考えることや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることを目指し、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。

(3) 市立学校の教職員、保護者、地域住民への啓発

ア 教職員への啓発・資質の向上

- 全ての教職員が、いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であることを改めて共通認識して対応に当たり、いじめの問題を切実に受け止め、責任をもって対処する意識を醸成する。

⁴ 札幌市学校教育：幼児児童生徒の発達の段階を踏まえ、学校経営や教育課程の編成及び実施、生徒指導等にかつすために、施策や教育内容を示したもので、市立学校の全教職員に毎年配布しているもの。概要版は市立学校の全保護者に配布するとともに、ホームページで公開している。

⁵ ピア・サポート：ピアは「仲間」、サポートは「支援」「支える」という意味であり、ピア・サポートは「仲間による支援活動」のことである。例えば、子どもがトラブルで困っている友達にアドバイスをしたり、解決への手助けをしたりするなどの活動をいう。

⁶ 自己肯定感：自分の在り方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などをいう。

⁷ 自己有用感：他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚をいう。

(案)

- 生徒指導資料「いじめ問題への対応」やチェックリストを各学校に配布し、いじめの問題についての理解を促すとともに法に基づく適切な対応等について周知する。
- 法を踏まえたいじめの防止等に係る組織的な対応についての教職員向け研修の充実を図るとともに、校内研修会等の実施を支援し、全ての教職員にその意義が伝達される取組を実施する。
- 校長、教頭、主幹教諭、教員の経験年数に応じた研修の全てにおいて、いじめや自殺予防に係る研修を系統的に行い、全ての教職員のいじめへの対応力向上を図る。
- 自殺予防に関する研究開発事業の成果を学校に周知し、教職員向け研修会等の実施を支援する。

イ 保護者、地域への啓発

- いじめの問題への対応の仕方や、自己肯定感、自己有用感を高めるための子どもへの関わり方などについて策定した啓発資料を、保護者等に配布する。
- 上記啓発資料の内容をPTA集会や市内の中学校区青少年健全育成推進会⁸等で周知するよう市立学校に働きかけるなど、PTAや地域の関係団体等と連携しながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を図る。
- 出前講座等の実施を通して、いじめの定義やいじめの防止に向けた学校の取組等について、保護者や地域住民に啓発し、いじめへの理解を深める。
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入や地域学校協働活動の推進により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進する。

(4) 市立学校におけるいじめの防止等の取組の推進

ア 学校いじめ防止基本方針及び学校安全計画⁹の策定の支援

- 学校いじめ防止基本方針の策定・改訂を支援する。
- 学校安全計画に「いじめの防止」「命を大切にする指導」を位置付け、体系的・計画的な取組を進めるよう働きかける。

イ いじめの防止等の取組の推進

- いじめの実態及びいじめの防止の取組状況、学校いじめ防止基本方針の策定と取組状況について把握し、各学校の取組が実効的に機能するよう指導・助言する。
- 児童生徒が主体的にいじめの防止に向けた取組を進められるよう「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」を設定するなどして啓発する。

⁸ 中学校区青少年健全育成推進会：中学校区を単位として、地域と学校が連携して青少年の健全育成、非行防止のための取組を行う組織。

⁹ 学校安全計画：各学校において学校安全の取組を総合的に進めるため、学校保健安全法第27条に児童生徒の安全の確保を図るための計画を毎年度策定することが義務づけられている。

(案)

ウ 学校評価¹⁰におけるいじめの防止等の取組の確認

学校評価において、自校でいじめの防止等の取組を適切に評価できるよう、保護者や地域社会、関係機関等との連携協力の状況などの評価項目や評価指標等の設定について指導・助言する。

エ いじめの認知件数が0件の場合の対応

年間を通して、学校が認知したいじめの件数が0件の場合には、児童生徒の状況や、アンケート結果等をより丁寧に見取るなどにより、いじめの認知もれがないか、改めて確認する。

(5) 幼保小の連携

市内幼稚園・認定こども園・保育所と小学校との間で、子どもに関する情報の共有や互いの教育実践に関する研修などを行い、就学児が安心して小学校生活を送ることができるよう、幼保小連携・接続の充実を図る。

(6) 学校教育以外の場における取組の推進

ア 思いやりや命を大切にする心を育む取組

- 野外教育における自然体験や、地域行事における住民との多世代交流などを通じて児童生徒の思いやりの心を育む。
- 環境教育の拠点である円山動物園における動物との触れ合いなどを通じて児童生徒の命を大切にする心を育む。

イ 他者を理解し、助け合う心を育む取組

- 外国の人など自分と異なる文化をもつ人や障がいのある人、地域の高齢者や幼児などと触れ合う機会を通じて、他者を理解し、助け合う心を育む。

(7) 研究機関との連携

大学と連携して取り組んだ研究の成果である「子どもの心を理解するためのガイドブック」及び「自殺関連行動に係る具体的対応のためのガイドブック」を、教職員が子どもの心の危機に気付く力を高めるために活用するとともに、いじめの防止等の取組においても有効活用を図る。また、いじめの防止等に係る施策の改善充実等について、今後も研究機関との連携を図る。

2 いじめの早期発見・いじめへの対処に関すること

(1) 相談体制等の整備

ア 市立学校におけるスクールカウンセラー¹¹の活用

児童生徒、保護者、教職員等が心の専門家であるスクールカウンセラーにいつでも気軽に相談することができるよう、スクールカウンセラーを配置し、そ

¹⁰ 学校評価：学校教育法第42条において教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、教育水準の向上に努めることとなっている。

¹¹ スクールカウンセラー：児童生徒の不安や悩みの相談にあたるとともに、保護者・教員などに対し子どもとの関わりについて助言・支援を行うため、学校に配置される公認心理師や臨床心理士などの心の専門家。

(案)

の役割や活用方法について周知するなどして、各学校の相談体制が一層充実するよう努める。

また、配置時間の拡充とともに、子どもの声を聴きながら、相談しやすい環境整備を進める。

◆スクールカウンセラーの役割

- *教職員と協力し、心理的な側面から子ども理解を進め、担任教員等が児童生徒一人一人に適切な支援ができるよう専門的な助言をすること。
- *必要に応じて、各学校におけるいじめの防止等のための組織に参加し、より実効的にいじめの問題を解決すること。
- *いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響等について、専門的な視点から児童生徒、教職員、保護者に伝え、いじめの防止等の重要性を啓発すること。

イ 市立学校におけるスクールソーシャルワーカー¹²の活用

児童生徒、保護者、教職員等が社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーにより相談しやすい体制づくりに努める。

また、スクールソーシャルワーカーの活用促進につなげるよう、その役割について周知する。

◆スクールソーシャルワーカーの役割

- *学校及び関係機関が開催するケース会議等に参加し、支援体制をつくること。
- *家庭、学校、関係機関へ働きかけ、いじめの背景となっている課題を改善すること。
- *教職員に対し、児童生徒の指導における福祉に関する情報提供を行うとともに、教職員の福祉的な働きかけに関する資質向上を図ること。

ウ 子どもアシストセンター¹³における子どもの権利の侵害からの救済

電話やメール・アプリケーションのほか、面談による相談を行い、必要に応じて職員が学校等の関係機関に出向いて話を聴き調整するなど、子どもの権利の侵害からの救済に向け、積極的かつきめ細かな対応を図る。

エ いじめに関する電話等相談窓口の周知

早期にいじめの通報・相談を受けるために、また、身近な人には相談しにくい児童生徒の相談先として、札幌市などが設置している電話やメール等の様々な相談窓口を広く周知する。

(2) 市立学校における「悩みやいじめに関するアンケート調査」の実施

- いじめの実態の把握といじめへの対処のために、全ての児童生徒を対象とした「悩みやいじめに関するアンケート調査」を毎年度実施し、調査結果の分析及び取組の検証を行い、その成果を周知する。

¹² スクールソーシャルワーカー：教育と福祉の両面に関わる専門的な知識や技術を活用し、学校、家庭、地域の関係機関をつなぎ、問題を抱えた子どもを取り巻く環境の改善に向けて支援する専門家。

¹³ 子どもアシストセンター：いじめ等の権利侵害を受け、悩み苦しんでいる子どもを迅速かつ適切に救済することを目的に、子どもの権利条例に基づいて設置された公的第三者機関。

(案)

- 1人1台端末を用いた健康観察やいじめに関するアンケートを実施し、児童生徒の不安や悩みを早期に把握し対応につなげる仕組みを導入する。
- アンケートについては、子どもの声が聴きやすい内容となるよう工夫する。
- 学校における調査の分析に当たっては、学校いじめ対策組織において、スクールカウンセラーを含めた複数の教職員の視点で検討し、その結果を共有することで、個々の児童生徒の心の状況を把握するよう助言する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対処

- ソーシャルメディア¹⁴等インターネットを通じて行われるいじめを早期に把握して対応するため、ネットパトロールを実施する。
- インターネットトラブルを未然に防ぐための効果的な指導等について、保護者や教職員向けに専門業者や警察による説明会・研修会を開催するとともに、市立学校の校内研修を支援する。
- 教職員がインターネット上の不適切な書き込み等を把握した場合の対処（削除の手続等）について周知するとともに、児童生徒に書き込みや動画の削除を緊急に求めることも想定し、どのように操作をしたら削除したことになるのか等、実践的な研修も行う。

(4) 市立学校への指導主事¹⁵等の派遣

- いじめの対処について学校に指導・助言するとともに、解決が困難な場合など必要に応じて指導主事やスクールソーシャルワーカーなどを派遣し、共に解決を図るなど、学校と速やかに連携し対応する。
- いじめられた児童生徒等が安全に、かつ、安心して教育を受けられるよう、必要に応じて学校と連携し、適切に対応する。
- 校内研修に指導主事などを講師として派遣する。

(5) 学校間の連携協力体制の整備

- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒の在籍校が異なる場合は、学校が適切に対応できるよう、学校間の連携を支援する。

※ 市立学校におけるいじめへの対処の確認を第4章に、重大事態への対処を第5章に記載する。

¹⁴ ソーシャルメディア：ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信し、形成していくメディア。利用者同士のつながりを促進する様々なしながけが用意されており、互いの関係を視覚的に把握できるのが特徴。

¹⁵ 指導主事：教育委員会に置かれる職員で、学校の教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する仕事に従事する者。

(案)

3 いじめの防止等に関する機関との連携

(1) 警察・法務局・児童相談所・医療機関等との連携

- 犯罪行為や深刻な人権侵害となる疑いのあるいじめについては、必要に応じて警察や法務局等関係機関と連携して対処する。
- いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校と警察が連携し、適切に対応できるよう支援する。
- いじめの背景にある児童生徒本人や家庭の状況等を把握し、適切な対処を行うため、必要に応じて、児童相談所や各区家庭児童相談室、医療機関等と連携する。

(2) いじめの防止等に関する学校以外の各施設関係者への啓発

子どもの権利条例で定める子どもが育ち学ぶ施設（学校を除く。）の関係者に対して、いじめの防止に努めるとともに、いじめを発見した場合に適切な対応や措置を行えるよう啓発及び働きかけをする。

子どもの権利条例

第16条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければなりません。

- 2 施設関係者は、子どもがいじめについて相談しやすいように工夫し、いじめが起きたときは、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めなければなりません。

【第16条の解説】

第1項関係：いじめは子どもたちの心身に大きな影響を及ぼすことから、育ち学ぶ施設に勤務するすべての職員に対して、その防止に努めることを規定。

第2項関係：施設関係者が、いじめた者といじめを受けた者双方の最善の利益を考慮し、問題の解決に当たる必要があることを規定。

※ 学校以外の育ち学ぶ施設：児童養護施設¹⁶、児童会館、民間のフリースクール¹⁷など。

(3) 学校以外の子どもが育ち学ぶ施設との連携

いじめを早期に発見し、深刻化を防止する観点から、子どもが育ち学ぶ施設間での情報共有や連携した対応に努める。

(4) 関係機関及び団体との連携を図るための協議会等の設置

ア 札幌市いじめ対策連絡協議会

札幌市いじめの防止等のための基本的な方針に基づき、法務局、警察、人権擁護委員連合会、青少年育成委員会連絡協議会、PTA協議会、校長会等と、情報交換や意見交流等を行うことにより、いじめの未然防止や対応の改善につなげる。

イ 札幌市子どもの命を守る連携協力会議

子どもの自殺予防に向けた取組の推進や、自殺未遂や自殺のほのめかし等の自殺関連行動が発生した際の支援体制の構築について、学識経験者、児童精神科医、

¹⁶ 児童養護施設：児童福祉法に定められた児童福祉施設の1つ。保護者がいない、虐待されているなど、家庭における養育が困難で保護を必要としている子どもを入所させて養育する。

¹⁷ フリースクール：不登校の児童生徒の学習支援や体験活動などを行うため、個人やNPOなどが運営する学校以外の安心できる学びの場、居場所の総称。

(案)

校長会等との連携を深めるとともに、専門的な知見から助言を得て、子どもの自殺予防対策に役立てる。

- 上記の協議会等に参加する関係機関や団体が、同じ視点をもって重層的・包括的に子どもを見守ることができるよう、子どものサインを早期に発見するためのチェックシートを共有し、いじめを見逃さない体制を整える。

(5) 専門家との連携強化

心理や法律等の専門家監修の下、いじめの加害者・傍観者の心理を踏まえた未然防止教育や、加害者の深い反省を促し、再発防止につなげる指導プログラムを作成する。

4 いじめの防止対策を徹底するための教育委員会と学校の連携

(1) いじめの認知件数等の確認

- いじめの認知、解消の状況、対応の状況の件数について、文部科学省が実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」のいじめに関する調査項目に沿って、定期的に学校から報告を受ける。
- 教育委員会は、各学校が認知したいじめについて、適切に対応できるよう支援・助言する。

(2) いじめの防止等のために学校が実施する取組の確認

- 学校いじめ対策組織の開催予定日、いじめに係るアンケート調査（学校独自アンケートも含む）・教育相談・学校評価・校内研修等の実施時期、未然防止教育の取組について、学校から報告を受ける。
- 教育委員会は、学校のいじめ対策の年間計画に基づく取組について、報告やヒアリング等により状況を確認し、継続的に指導・助言を行う。

(3) 緊急時の対応

- 教育委員会は、学校が緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案が報告された場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー¹⁸、スクールセーフティアドバイザー¹⁹などの活用も含めて学校と連携して対応に当たる。

(4) ICTの活用

- 学校、教育委員会のデータの一元化を進め、関係機関と連携して困りを抱えた子どもに対応できるよう、情報の共有方法の検討を進める。

¹⁸ スクールロイヤー：学校が抱える対応が困難な諸課題の解決に向け、子どもの最善の利益を念頭に置きつつ、教育委員会や学校に対して、法的側面からの助言等を行う弁護士。いじめをはじめとする生徒指導上の諸課題に関する対応や教員の資質向上に向けた研修の講師を担うなど、教育委員会や学校が実施する取組を支援する。

¹⁹ スクールセーフティアドバイザー：警察との連携をより円滑に行うことを主な目的とした、警察官の勤務経験を有した人材。警察との連絡・連携に係る調整、いじめへの対処、学校安全に係る環境整備などについて、学校・教育委員会への支援・助言を行う。

(案)

5 再発防止策の検証

市立学校及び教育委員会の取組状況を札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会²⁰に定期的に報告し、再発防止の取組について検証し、必要な改善を図る。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施する取組

学校は、いじめの防止等について、迅速かつ組織的な取組を実施する責任がある。

いじめの防止等に向けた取組に当たっては、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る」ことを踏まえ、いじめを生まない対人関係づくりに向けた教育活動を推進していくことが必要である。

また、「いじめる子ども」「いじめられる子ども」「はやし立てる子ども」「知らぬふりをして見ている子ども」など、すべての立場の児童生徒を対象とした指導が重要である。

そのため、学校では、チーム学校²¹による組織的な対応の徹底のために、以下の取組を実施する。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

(1) 実効性のある方針の策定

- 学校規模や転勤等による転出入が多いなどの自校の実情、地域の特性について考慮する。
- 自校の児童生徒に起こったいじめの事例を検証して、いじめの早期発見や事実確認の仕方、組織的な対応などの課題を洗い出し、その改善に向けた具体的な手立てを方針に盛り込む。
- 児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えると同時に、いじめの加害行為の抑止につながるよう、いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示す。
- 方針の見直しと改定に際しては、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得たり、自治的な活動として児童生徒の意見を取り入れたりするなど、いじめ防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が可能となるよう、「さっぽろっ子自治的な活動」に係る取組との関連を図るようにする。

(2) 方針に盛り込む重点的な取組

- 現在、各学校において実施している様々な教育活動をいじめ対応の視点から見直し、自校として重点的な取組や対応策を方針に盛り込む。

²⁰ 札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会：市立学校の児童生徒がいじめにより重大事態があった場合に調査及び審議し、いじめの防止対策を協議する教育委員会が設置する附属機関で、学識経験者、弁護士、医師、心理及び福祉の専門家等で構成する。

²¹ チーム学校：中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」（平成27年12月）において、「校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校」と定義された。

(案)

- 年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、その具体的な指導内容を計画する。（「学校安全計画」への位置付け等）。
- いじめの早期発見・対処のマニュアルを策定し、学校としての対処手順を明確にする。
- 加害児童生徒に対しては、成長支援という視点に立って、いじめる児童生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを教職員が理解し受け止めた上で指導・援助にあたることを対応方針に盛り込む。
- 生徒指導提要²²における生徒指導の4層の支援構造である、発達支持的生徒指導、課題未然防止教育、課題早期発見対応、困難課題対応的生徒指導を考慮する。

【重点的な取組の例】

項目	重点的な取組	取組内容
いじめの防止	話を重視した授業の推進	・少人数グループや学級全体での話を適宜取り入れる。 ・授業規律（他の発言の聴き方、発表の仕方など）を育む。
	いじめに向かわない態度の育成	・児童会・生徒会活動において、いじめ防止の標語を募集するなど、いじめを許さない環境づくりに向けた取組を行う。 ・特別の教科道徳の授業を要として、いじめの防止に向けた指導内容をプログラム化する。
いじめの早期発見	校内のパソコンネットワークの活用 学校独自アンケートの実施	・各教職員が得た情報（気になる行為、噂等）を記入し指導担当者に提出する。担当者が毎朝、教職員専用パソコンの掲示板に掲載する。 ・学校独自にいじめのアンケートを無記名で実施し、校内のいじめの実態を把握する。
いじめへの対処	迅速かつ組織的な対処の実施	・からかいなどがあれば、その場で必ず指導する。 ・ささいなことでも過小評価せずに、最低3名の教職員に相談する。 ・担任などが抱え込むことなく、組織でいじめの疑いのある情報や指導方針等を共有して対応する。

²² 生徒指導提要：文部科学省が、生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ作成した生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書。令和4年12月に改訂。

(案)

(3) P D C Aサイクル²³の確立

- 学校いじめ防止基本方針は、P D C Aサイクルに基づいて定期的に評価し、見直しを図る。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目に、いじめの防止等の取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に関する項目を必ず位置付ける。
- 学校評価において目標の達成状況等を評価し、取組の改善につなげる。

(4) 児童生徒及び保護者、地域等への説明

- 入学時及び各年度の開始時に児童生徒の発達の段階に応じて方針を説明し、いじめについての理解を図り、いじめの防止等の取組を推進する。
- 同様に保護者や関係機関等に方針を説明し、いじめの定義や学校の取組に対するの共通理解を図り、連携・協働していじめの防止に当たる体制づくりにつなげる。
- 方針を各学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の設置と構成

- 組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下で行う。
- 学校がいじめの問題に実効的に対応するために、常設の学校いじめ対策組織を設置する。
- 構成員については、管理職²⁴、主幹教諭²⁵、生徒指導担当教諭²⁶、学年主任²⁷、養護教諭²⁸、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係の教職員を必須とし、必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの専門家等や地域の関係者が参加するなど、組織的対応の中核として機能するような体制を自校の実情に応じて組織する。個々のいじめの対処等に当たっては、関係の深い教職員を加えるなど、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な運営をする。
- いじめの疑いを把握した場合は、学校いじめ対策組織で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会

²³ P D C Aサイクル：事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

²⁴ 管理職：学校長、副校長、教頭

²⁵ 主幹教諭：児童生徒の教育のほか、管理職の補佐も行う教諭。平成19年学校教育法の改正により新設。

²⁶ 生徒指導担当教諭：生徒指導について連絡調整及び指導、助言にあたる教諭。

²⁷ 学年主任：当該学年の教育活動について連絡調整及び指導、助言にあたる教諭。

²⁸ 養護教諭：学校で、児童・生徒の保健管理と指導を担当する専任の教諭。

(案)

議を開催することを学校の方針に明記しておく。その場合、定例の会議で再度確認する。

- 校長が不在時の、副校長や教頭、主幹教諭等の役割を定めておく。校長不在時の対応については、責任者である校長に報告し決裁を得ること。
- 構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求めること。
- 学校いじめ対策組織は、いじめの問題が発生した場合のみではなく、いじめに結びつきそうな状況を共有するとともに、学校独自に実施するアンケート内容の検討や、いじめの防止に向けた教育プログラムの選定など、日常的に活動する。

(2) 学校いじめ対策組織の会議

- 学校いじめ対策組織の会議の開催予定日を「生徒指導年間計画（教育課程編成等に関する諸届用紙²⁹）」に位置付け、定例の会議を月に1回開催する。
- 毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、学校いじめ対策組織の会議を必ず開催する。
- 学校いじめ対策組織の会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。
- 校内学びの支援委員会や生徒指導委員会等の校務組織が学校いじめ対策組織を兼ねている場合には、その旨を方針に明記し、学校いじめ対策組織としての会議部分の記録は別途作成する。

(3) 組織の主な役割

【いじめの防止】

- いじめの防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- いじめの防止に向けた児童生徒の主体的な取組や、児童生徒が互いに認め合う学級・学年意識の醸成に向けた取組など、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりの具体的な手法について検討し、教職員及び児童生徒に周知する。

【いじめの早期発見・いじめへの対処】

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いや問題行動などに係る情報を集約し、全教職員での共有を図る。
- いじめの把握やいじめの疑いがあつたときは、限られた構成員であっても速やかに学校いじめ対策組織の会議を開催し、情報を迅速に共有するとともに、関係

²⁹ 教育課程編成等に関する諸届用紙：札幌市学校管理規則等に基づき、例年、校長が、各学校で編成した教育課程等について、教育長に届け出るもの。

(案)

児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

- 事実関係に基づく、被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と関係する保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 認知したいじめが解消されているか否かについて、複数の手段と視点で、組織で判断する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- 学校いじめ防止基本方針の作成、実行、検証及び修正を行う。
- 学校いじめ対策組織の開催予定日、いじめに係るアンケート調査（学校独自アンケートも含む）・教育相談・学校評価・校内研修等の実施時期、未然防止教育の取組の年間計画の作成、実行、検証及び修正を行う。
- 学校いじめ防止基本方針に記載されている組織的な対応（いじめの未然防止、早期発見、対処等）が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（PDCAサイクルの実行を含む。）
- いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容や教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- いじめの防止等に係る取組は、特定の教職員に過度な責任や負担をかけないよう、学校いじめ対策組織により組織的に行う。

【組織の周知】

- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うため、学校は組織の存在及びその活動内容について、児童生徒及び保護者に対して具体的に説明する。
- いじめの早期発見のために、学校の組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると、児童生徒から認識されるようにする。

3 いじめの未然防止

(1) 教職員の対応力の向上

- いじめの対応に当たっては、初期段階から組織で対応し、安易に個人で対応方法を判断せず、複数の目で解決にあたるように共通理解を図る。
- 「いじめは絶対に許されない」という認識を学校全体に徹底するため、学校において、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を実施する。
- 全ての教職員が「いじめは絶対に許されない」、「いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守る」という姿勢を共有し、児童生徒が教職員を

(案)

信頼し、見守られているという安心感をもって学校生活を送ることができるようにする。

- 児童生徒から信頼されるよう豊かな人間性を高めるなど、絶えず自己研鑽に取り組む。
- 生徒指導提要における発達支持的生徒指導を基本として、児童生徒が人権意識を高め、共生的な社会の一員として市民性を身に付けるような働きかけを日常の教育活動を通して行う。
- 「人間尊重の教育³⁰」を基盤とした生徒指導を実践し、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の助言を参考にし、個に応じた指導を行う。
- 学校として、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。また、学校基本方針において、アンケート調査、個人懇談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、知らぬふりをして見ている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。
- 養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携して、いじめや自殺関連行動に関する校内研修会を実施するなど、児童生徒理解に係る研修等の取組を実施する。
- 教職員が子ども理解を協働して深めていく校内研修等の機会を意図的に生み出す学校経営上の工夫を行う。

(2) 児童生徒一人一人を生かす教育活動の充実

- 全ての児童生徒が主体的に参加・活躍できるような授業を行い、児童生徒の自己肯定感や自己有用感を高める。
- 道徳教育を通して、誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立てる心を育むとともに、円滑に他者とのコミュニケーションを図る社会性を育成する。
- スクールカウンセラーと連携して、児童生徒の困難・ストレスへの対処方法等に資する教育プログラム（ストレスコーピング、ストレスマネジメント、ピア・サポート等）の充実を図り、適切なストレス対処の力を育成する。

³⁰ 人間尊重の教育：基本的人権を尊重するとともに、一人一人が自他の生命を尊び、互いにかけてがえのない人間としての尊厳や個性、多様性を認め合い、あらゆる偏見や差別をなくし、支え励まし合う温かい人間関係の中で、心豊かに生きようとする態度を育む教育。札幌市学校教育の基盤として位置付け、全ての教育活動において推進するもの。

(案)

(3) いじめについての児童生徒の理解促進

- いじめにあたる行為についての認識を学校全体で共有するほか、児童生徒が自治的な活動を通して、いじめの問題について主体的に考え議論し、意見を述べ合う機会を設けるなど、いじめを防止する取組を通して、互いを認め合う人間関係を育む。
- いじめられる児童生徒の気持ちを全ての児童生徒が理解できるようにするとともに、見て見ぬふりをすることがいじめを深刻化させることになることを指導する。
- いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、また、刑事罰の対象となり得ることや不法行為に該当し、損害賠償責任が発生し得ることなどを、児童生徒が学ぶ取組を行う。
- 児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

(4) 学校として特に配慮が必要な児童生徒についてのいじめの防止

ア 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒が関わるいじめの防止

- 教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深める。
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行う。
- 当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

イ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつ児童生徒などに対するいじめの防止

- 言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。
- 言語や文化の差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

ウ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめの防止

- 性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

エ 東日本大震災や北海道胆振東部地震等の災害により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）

- 被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解する。
- 被災児童生徒に対する心のケアを適切に行い、最新の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

(案)

上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(5) インターネット上のいじめの防止

ア 情報モラル教育³¹の充実

- 警察やネットパトロール業者等による、児童生徒向け安全教室や教職員向け研修会を実施する。
- 日頃から児童生徒のインターネットの利用状況を把握するよう努める。
- インターネットによるコミュニケーションでは、誤解やすれ違いなどが生じやすいことを理解させる。
- インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。
- 情報モラル教育の推進に当たっては、「小中一貫した教育」のパートナー校及び家庭や地域と連携しながら、子どもの発達段階に応じた系統的な指導を行う。

(6) 保護者への啓発

- 児童生徒がいじめの防止に向けた学習を行う際に保護者も同席するなど、保護者がいじめの問題について理解を深めることができるようする。
- 児童生徒のインターネットの使い方について、家庭でのルールづくりを行うなど安全な利用について啓発するとともに、児童生徒のインターネット利用状況を保護者が把握するよう促す。

4 いじめの早期発見

(1) 教職員による積極的な関わり

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われること、暴力を伴わないいじめや、グループ内のいじめなどは見過ごしやすいことから、児童生徒が発する小さなサインにもいち早く気付くように努める。
- 日常的な観察や声かけの関わり、出席状況の確認等により、児童生徒の変容を見いだす。
- 自分から相談できない児童生徒もいることから、教職員からの声かけに加え、子どもが相談しやすい信頼できる大人に相談できることや、様々な相談窓口があることについて、繰り返し周知に努める。
- 児童生徒からいじめの情報を得やすくするための取組を工夫する。

³¹ 情報モラル教育：情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する教育。

(案)

- 児童生徒のＳＯＳを早期に把握するため、ＩＣＴを活用するとともに、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも含めた全ての教職員が連携して、丁寧に児童生徒の見守りを行う。
- いじめの疑いがある場合には、個々の教職員が把握した情報を教職員全体で必ず共有をする。
- 部活動、スポーツ少年団等、他学年や他校を含むあらゆる集団における人間関係の把握に努める。
- 養護教諭、担任、スクールカウンセラー等が協働し、保護者とも情報共有するとともに、保護者からの情報も必要に応じて収集する。

(2) いじめに関するアンケートや教育相談の計画的な推進

- 全学校が取り組む記名式の「悩みやいじめに関するアンケート調査」の他、記載者の匿名性を守る無記名アンケートなどの学校独自アンケート及び教育相談を計画的かつ確実に実施し、児童生徒の様子を客観的に把握する。
- アンケートは、数量的な分析・評価にとどまることなく、スクールカウンセラーを活用するなど複数の教職員で空欄や消した痕も含めた質的な分析・評価を行うことを心がけ、児童生徒の心の内面に迫る努力をする。
- 教育相談は、児童生徒の発達の段階に応じて、スクールカウンセラーからの助言を参考にするなど、心的負担を与えないよう実施する。
- アンケート調査や個人面談等において、児童生徒が自らＳＯＳを発信することや、いじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであり、この際の対応によって児童生徒が大人に相談しても効果がないと感じると、それ以降大人には相談しない状態になることも考えられる。そのため学校は、児童生徒からの相談に対しては、迅速かつ丁寧に組織的に対応する。

5 家庭・地域との連携

(1) いじめの防止等についての家庭や地域の理解促進

- いじめのない温かな社会を築くために、子どもは家庭だけでも、学校だけでも育つものではないという認識を家庭や地域と共有して、地域ぐるみの取組を推進し、社会総がかりでいじめ防止に取り組む。
- ＰＴＡや地域の関係団体が集まる機会に、児童生徒の状況について共有するとともに、いじめ防止対策の概要を説明し、学校のいじめ防止等の取組について理解を求める。
- 学校いじめ対策組織の開催予定日、いじめに係るアンケート調査（学校独自アンケートも含む）・教育相談・学校評価・校内研修等の実施時期、未然防止教育の取組など学校が計画した取組について、保護者や地域と共有し、社会総がかりで取り組む。

(2) 家庭や地域の協力・参画の推進

(案)

- 学校外でいじめの疑いがある場面を見かけた方からの学校への通報等の協力について、保護者や地域住民に周知する。
- 通学路指導等における、地域の方々との関わりを大切にし、いじめの防止についても参画を求める。

(3) 地域住民との交流

- 地域における体験学習や地域が主催するお祭り等の行事での児童生徒の様子について、地域の方々から定期的に情報を得るなど、児童生徒の様々な側面を把握して、一人一人の指導に活かしていく。

6 いじめへの対処

(1) いじめへの対処

- いじめの疑いを把握した場合には、速やかに学校いじめ対策組織において対応方針を検討し、いじめられた児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒の安全・安心を確保する。併せて、いじめた児童生徒に対しては、保護者の協力を得るとともに、必要に応じて、警察や法務局、児童相談所や医療機関などの関係機関と連携を図りながら、適切な指導を行う。
- いじめへの対処では、第4章の内容を踏まえて対応する。

(2) 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導

- いじめを重大事態化させないために、適切な対応を怠ればどのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有した上で、組織的にいじめに係る情報を共有し、ケースに応じた対応策を検討する。

※ 市立学校におけるいじめへの対処の確認を第4章に、重大事態への対処を第5章に記載する。

7 いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組

- 児童生徒の心配な状況を教職員が把握した際に、一人で情報を抱え込むことのないよう、身近な教職員に相談できる職場の組織風土を醸成する。
- 児童生徒の変容など、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、ICTも活用するなどして、その都度、学校いじめ対策組織はもちろんのこと、学校全体で共有する体制を整える。
- 「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、担任などの個人に委ねず、学校いじめ対策組織で判断することを徹底する。
- 国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。

(案)

- 複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICTも活用し、学校いじめ対策組織において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、児童生徒ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。

8 個別の対応状況に関する記録及び引継

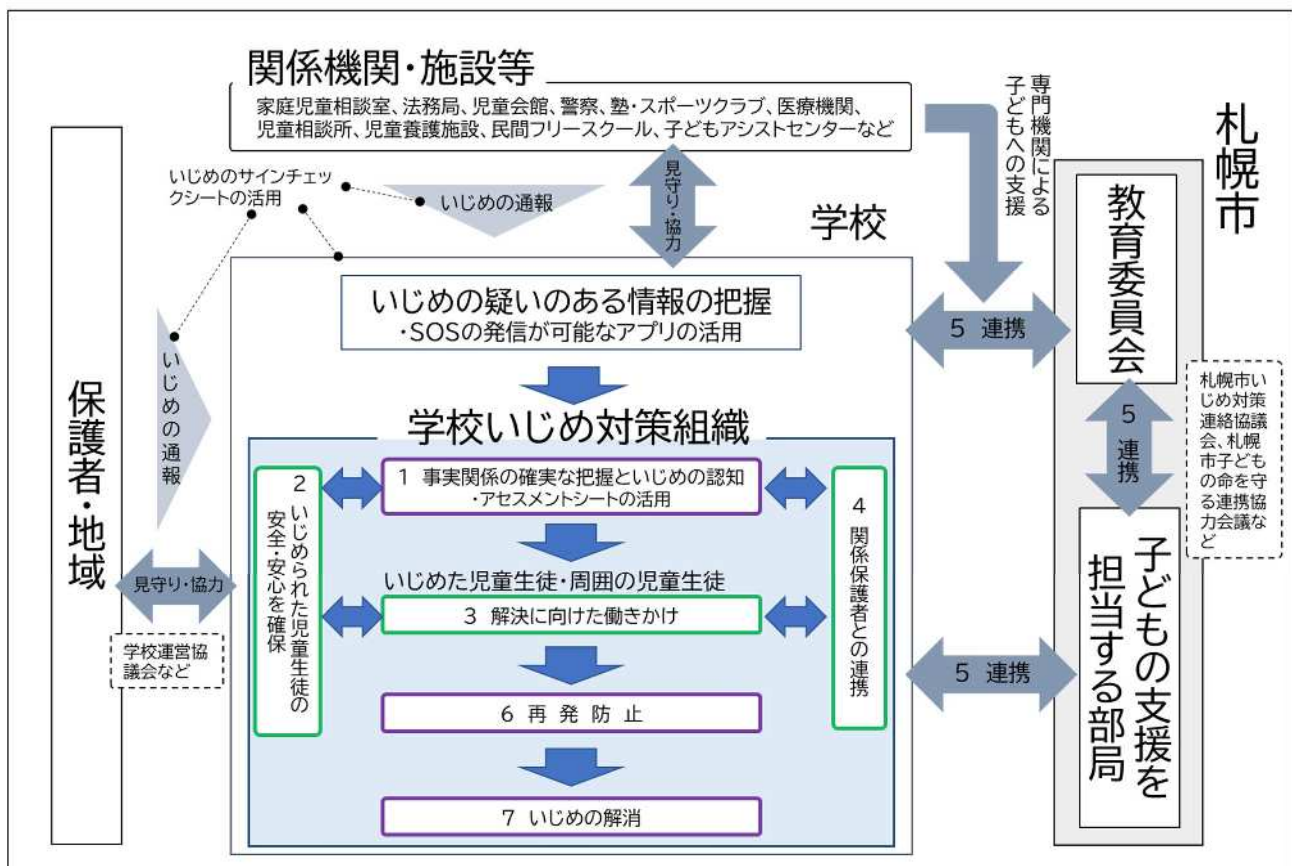
- いじめに関する個別の対応状況に関する記録及び自殺念慮や自殺企図などの情報については、児童生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- 悩みやいじめに関するアンケート調査の結果は、小学校から中学校に情報を引継ぎ、定められた期間管理する。

9 緊急時の対応

- 緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。

第4章 市立学校におけるいじめへの対処の確認

児童生徒のいじめの疑いのある情報を把握した場合は、いじめ防止法第23条1項に規定されているとおり、担任など特定の教職員が一人で抱え込むことのないよう、第3章2で定める組織により次の1～7の対処をチーム学校により速やかに確実に行う必要がある。



(案)

1 事実関係の確実な把握といじめの認知

- 教職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、アセスメントシートを活用する。
- アセスメントシートについては、児童生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- 聴き取りを行う教職員の役割を分担するなどし、事実と経過を把握する。
- 関係する全ての児童生徒に対して聴き取りを行う。
- 聴き取りの際は、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とする。
- 集約した情報は5W1Hを明確にした整理をし、関係する児童生徒に再確認をする。
- 確認した事実関係に基づいて、学校いじめ対策組織において、いじめの認知の判断を行う。
- 他校の児童生徒との間のいじめの場合は、事実の確認や解決に向けた働きかけを、他校と連携して行う。
- インターネット上の不適切な書き込み等については、瞬時に多数の者の情報が拡散するという被害の拡大を避けるため、事実関係を記録した上で、直ちに削除の措置をとる。
- いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める。
- 命に係わるなど、緊急性が高い場合には、直ちに警察への通報を行う。

2 いじめられた児童生徒の安全・安心を確保

- いじめられた児童生徒から事実関係の聴取を行う際に、いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ということをはっきりと伝えるなど、自尊感情を損なうことがないように配慮する。
- いじめられた児童生徒の心のケアが重要であることから、養護教諭、スクールカウンセラー等と十分に相談しながら、心配していること、不安に思うことを共感的に聞き取るなどして、心のケアに努める。
- 見守りなどの確実な安全確保と教育相談の計画を立て、いじめられた児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう留意する。
- いじめられた児童生徒に希死念慮が生じるなど、命の危険が心配される場合には、保護者とも確認の上、専門機関と連携して対応する。

3 いじめた児童生徒等への解決に向けた働きかけ

(1) いじめた児童生徒への指導・対応

- いじめたという事実にとどまらず、いじめた児童生徒の抱える問題などに目を向けた指導を行う。
- いじめを受けた児童生徒の苦しみを理解させるとともに、自分の行為の責任を自覚させる指導をする。

(案)

- いじめを受けた児童生徒に本心から謝罪できるようにすることで、人間関係の修復に努める。
- 教育委員会が作成した、再発防止につなげる指導プログラムを活用する。

(2) 周りの児童生徒への指導

- いじめられた児童生徒の心の苦しみを理解させる。
- はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりすることが、いじめを深刻化させることを改めて指導する。
- いじめの傍観者が仲裁者や相談者に転換するように促す取組を行い、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- 教育委員会が作成した、再発防止につなげる指導プログラムを活用する。

4 関係保護者との連携

- いじめられた児童生徒の保護者には、いじめの情報を把握したその日のうちに、把握した事実の概要を迅速に伝え、その後、事実確認を速やかに行う。
- いじめた児童生徒の保護者には、事実関係を正確に伝え、以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- いじめの認知に至らなかった場合においても、保護者と連携し、学校と一体となった指導や支援が可能になるような取組を行う。

5 教育委員会、関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等との連携

- 児童生徒に係るいじめを把握した際、軽微なものを除き文書で速やかに教育委員会に報告する。
- いじめの対処方法の見通しが立たない場合や、長期化したいじめ等の場合には、深刻化しないよう、対応について速やかに教育委員会と協議する。
- 犯罪行為及び深刻な人権侵害となる疑いのあるいじめや、学校外でのいじめなどについて、必要に応じて関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等と連携して対処する。
- 塾やスポーツクラブ、児童会館等の学校外でいじめが発生した場合は、可能な限り関係者とも連携を図って対応する。

6 再発防止

- 児童生徒のプライバシーに十分留意しながら、再発防止へのねらいを含めた学級指導、学年指導等を行う。
- いじめが解決したと思われた後も、児童生徒の様子を把握し、必要な対応を行う。
また、再発防止に向けて関係する保護者と定期的に情報を交換する。
- 再び同様のいじめが発生しないように、認め合う人間関係を構築できるようにする。
- 国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通

(案)

じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。(再掲)

7 いじめの解消

- いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害児童生徒及び加害児童生徒を日常的に注意深く観察する必要がある。
- 被害児童生徒がいじめにより心的に不安定になっている場合等には、いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、随時、必要な支援を行うことが大切である。
- 児童生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、被害児童生徒に対する謝罪だけではなく、被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去等を経て、双方の当事者や周りの者全員が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。
- いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、学校いじめ対策組織において行う。

第5章 重大事態への対処

市立学校においていじめの重大事態が発生した場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」及び「不登校重大事態に係る調査の指針(平成28年3月文部科学省初等中等教育局)」に基づいて、事実関係を明確にするための調査を行い、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に努める。

1 重大事態とは

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

具体的には次の様なケースなどが想定される。

 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合

(案)

- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、不登校の定義³²を踏まえ年間30日を目安とする。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。また、被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

2 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態発生の報告

市立学校から教育委員会に、教育委員会から市長に重大事態の発生を報告する。

(2) 調査主体の判断

- 教育委員会が、発生した重大事態の特性や経緯、いじめられた児童生徒または保護者の申立てなどを踏まえ、市立学校と教育委員会とのどちらが調査の主体になるかを総合的かつ慎重に判断する。

〈市立学校が調査の主体の場合〉

学校の調査組織に弁護士などの専門家を加えて実施。

〈教育委員会が調査主体の場合〉

「札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会」で実施。

(3) 調査の実施

ア 調査の目的

事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、教育委員会及び学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生の防止を図る。

また、調査を実りあるものにするために、教育委員会及び学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。

※民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

★明確にする事項の例

- ・ いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか。
- ・ いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか。
- ・ 学校、教職員がどのように対応したか。

イ 調査の開始

重大事態の調査を行うことは、児童生徒の以後の生活等に影響を与えること

³² 不登校の定義：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義。何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

(案)

が考えられるため、調査方法等について、事前に当該児童生徒及び保護者に説明する。

ウ 調査の方法

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合には、迅速に当該児童生徒の保護者と調査について協議し、保護者の要望・意見を十分に聴取した上で調査に着手する。

(4) 調査結果の提供・報告

- 調査の進捗状況等及び調査結果は、教育委員会又は市立学校からいじめられた児童生徒及びその保護者に対して適時・適切な方法で情報を提供する。
- 教育委員会から調査結果を市長に報告する。また、いじめられた児童生徒又はその保護者から調査報告書に対する所見をまとめた文書が提出された場合には、調査結果に添えて市長に報告する。

再調査について

- 調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処や同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行う。
- 再調査は、市の附属機関「札幌市子ども・子育て会議³³」において行う。
- 再調査の進捗状況等及び再調査結果は、いじめられた児童生徒及びその保護者に対して適時・適切な方法で情報を提供する。
- 市長は、再調査の結果を議会に報告する。

(5) 調査結果の公表

調査結果の公表については、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき判断する。

(6) 調査結果・再調査の結果を踏まえた再発防止に係る措置

- 市長及び教育委員会は調査の結果及び再調査の結果を踏まえ、それぞれの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

(7) 学校と教育委員会における取組の検証

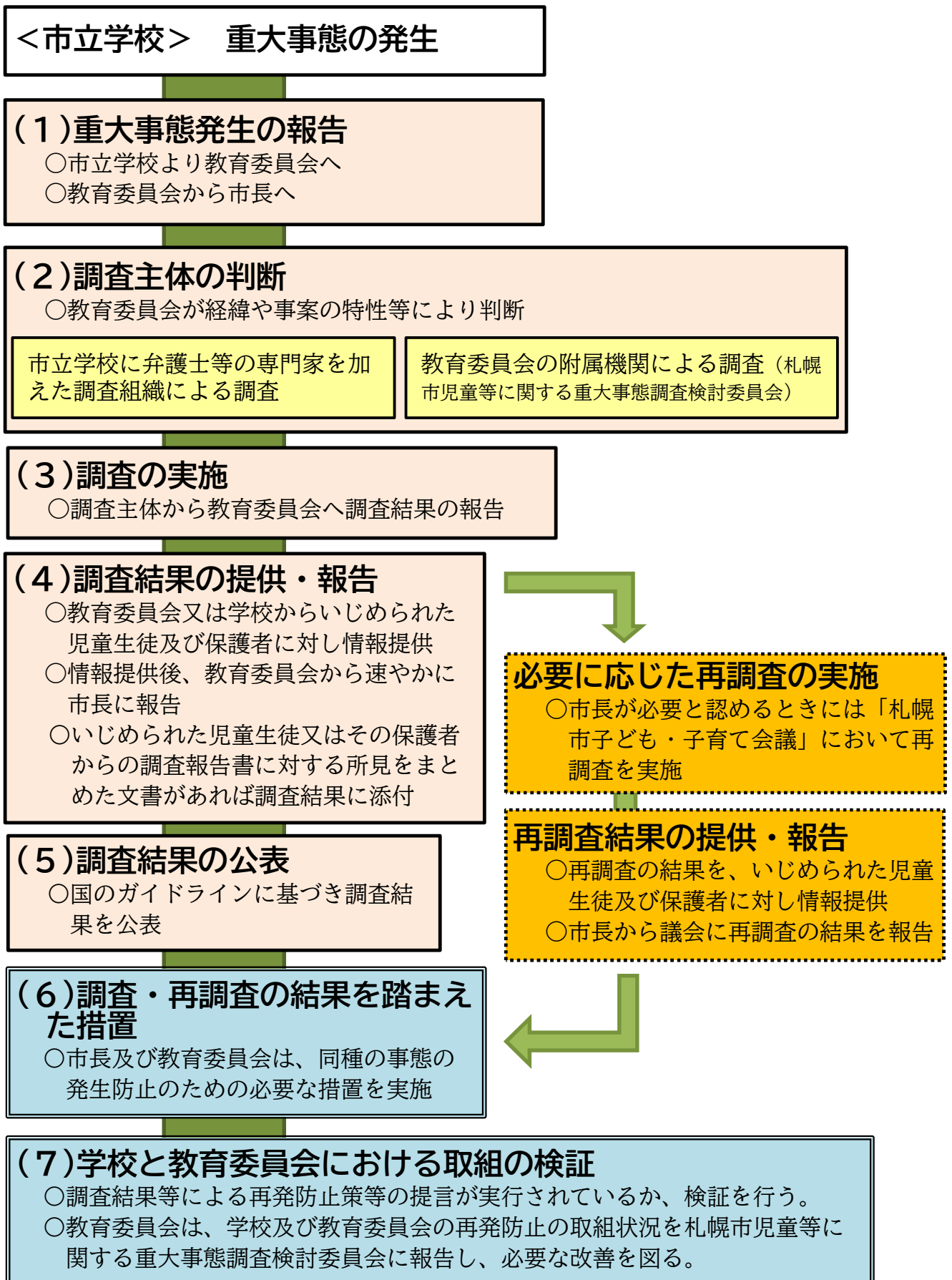
- 重大事態が発生した学校においては、調査終了後、調査報告書及び再調査結果等による再発防止策等の提言が実行されているか、学校いじめ対策組織において検証を行い、教育委員会に報告する。

³³ 札幌市子ども・子育て会議：札幌市における子ども施策の推進に必要な事項等について協議をする市長が設置する附属機関で、教育学の有識者や弁護士等で構成する。

(案)

- 教育委員会は、学校の再発防止の取組状況について指導・助言を行うとともに、学校及び教育委員会の再発防止の取組状況を札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会に定期的に報告し、検証の上、必要な改善を図る。

いじめ防止対策推進法における重大事態発生後の対応フロー



参考資料

〇いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布、同年9月28施行）

目次

- 第1章 総則（第1条－第10条）
- 第2章 いじめ防止基本方針等（第11条－第14条）
- 第3章 基本的施策（第15条－第21条）
- 第4章 いじめ防止等に関する措置（第22条－第27条）
- 第5章 重大事態への対処（第28条－第33条）
- 第6章 雑則（第34条・第35条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

(案)

3 いじめの防止等ための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第5条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第7条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のための必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責務を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第10条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

(案)

三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第3章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(案)

(関係機関等との連携)

第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第18条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第19条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条第1項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第20条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第4章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

(案)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第24条 学校の設置者は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第25条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第26条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第27条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対

(案)

する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第5章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第29条 国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第1項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第64条第1項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

(案)

4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第31条 学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第6条に規定する権限の適切な行使その他必要な措置を講ずるものとする。

4 第2項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第32条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第12条第1項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第12条第10項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前2項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第1項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第13条第2項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第1項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第12条第1項」とあるのは「第13条第1項」と、第2項中「前項」とあるのは「第5項において準用する前項」と、第3項中「前項」とあるのは「第5項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第12条第10項」とあるのは「第13条第3項において準用する同法

(案)

第12条第10項」と、前項中「前2項」とあるのは「次項において準用する前2項」と読み替えるものとする。

(文部科学大臣又は都道府県教育委員会の指導、助言及び援助)

第33条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第6章 雑則

(学校評価における留意事項)

第34条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

第35条 高等専門学校(学校教育法第1条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。)の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

(検討)

第2条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められたときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方について検討を行うものとする。

いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議

政府及び関係者は、いじめ問題の克服の重要性に鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。
- 二 教職員はいじめを受けた児童等を徹底して守り通す責務を有するものとして、いじめに係る研修の実施等により資質の向上を図ること。
- 三 本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。

(案)

- 四 いじめを受けた児童等の保護者に対する支援を行うに当たっては、必要に応じていじめ事案に関する適切な情報提供が行われるよう努めること。
- 五 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。
- 六 いじめ事案への適切な対応を図るため、教育委員会制度の課題について検討を行うこと。
- 七 教職員による体罰は、児童等の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、体罰の禁止の徹底に向け、必要な対策を講ずること。

いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議

平成二十五年六月二十日

参議院文教科学委員会

政府及び関係者は、いじめ問題の克服の重要性に鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。
- 二、いじめは学校種を問わず発生することから、専修学校など本法の対象とはならない学校種においても、それぞれの実情に応じて、いじめに対して適切な対策が講ぜられるよう努めること。
- 三、本法の運用に当たっては、いじめの被害者に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、いじめ防止等について児童等の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意すること。
- 四、国がいじめ防止基本方針を策定するに当たっては、いじめ防止等の対策を実効的に行うようにするため、
専門家等の意見を反映するよう留意するとともに、本法の施行状況について評価を行い、その結果及びいじめの情勢の推移等を踏まえ、適時適切の見直しその他必要な措置を講じること。
- 五、いじめの実態把握を行うに当たっては、必要に応じて質問票の使用や聴取り調査を行うこと等により、早期かつ効果的に発見できるよう留意すること。
- 六、本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。
- 七、いじめが起きた際の質問票を用いる等による調査の結果等について、いじめを受けた児童等の保護者と適切に共有されるよう、必要に応じて専門的な知識及び経験を有する者の意見を踏まえながら対応すること。
- 八、いじめには様々な要因があることに鑑み、第二十五条の運用に当たっては、懲戒を加える際にはこれまでどおり教育的配慮に十分に留意すること。

右決議する。

(案)

○札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例 (平成 20 年 11 月 7 日条例第 36 号)

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 3 条)

第 2 章 子どもの権利の普及 (第 4 条—第 6 条)

第 3 章 子どもにとって大切な権利 (第 7 条—第 11 条)

第 4 章 生活の場における権利の保障

第 1 節 家庭における権利の保障 (第 12 条・第 13 条)

第 2 節 育ち学ぶ施設における権利の保障 (第 14 条—第 19 条)

第 3 節 地域における権利の保障 (第 20 条—第 23 条)

第 4 節 参加・意見表明の機会の保障 (第 24 条—第 27 条)

第 5 節 子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障 (第 28 条)

第 6 節 子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援 (第 29 条—第 31 条)

第 5 章 子どもの権利の侵害からの救済 (第 32 条—第 44 条)

第 6 章 施策の推進 (第 45 条・第 46 条)

第 7 章 子どもの権利の保障の検証 (第 47 条・第 48 条)

第 8 章 雑則 (第 49 条)

附則

すべての子どもは、未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。

日本には、平和な社会を築き、基本的人権を大切にする日本国憲法があります。さらに、日本は、世界の国々と、子どもの権利に関して条約を結び、誰もが生まれたときから権利の主体であり、あらゆる差別や不利益を受けることなく、自分らしく、豊かに成長・発達していくことを認め、これを大切にすることを約束しています。

子どもは、子どもが持つ権利を正しく学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます。こうした経験を通して、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます。そして、お互いの権利を尊重し合うことを身につけ、規範意識をはぐくみます。

大人は、子ども自身の成長・発達する力を認めるとともに、言葉や表情、しぐさから、気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために、子どもが直面することについて、ともに考え、支えていく責任があります。

子どもの権利を大切にすることは、子どもが自分の人生を自分で選び、自信と誇りを持って生きていくように励ますことです。それによって子どもは、自ら考え、責任を持って行動できる大人へと育っていきます。

子どもは、社会の一員として尊重され、大人とともに札幌のまちづくりを担っていきます。子どもが参加し、子どもの視点に立ってつくられたまちは、すべての人にとってやさしいまちとなります。

私たちは、こうした考えのもと、ここに、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

(案)

第1条 この条例は、子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利等について定めることにより、子どもの権利の保障を進めることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者その他これと等しく権利を認めることが適当である者として規則で定める者をいいます。

2 この条例において「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、専修学校及び各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設をいいます。

3 この条例において「保護者」とは、親及び児童福祉法に定める里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいいます。

(責務)

第3条 保護者、育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」といいます。）、事業者、市民並びに市は、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 市は、市外においても子どもの権利が広く保障されるよう、他の公共団体等に対し協力を要請し、働きかけを行うものとします。

第2章 子どもの権利の普及

(広報及び普及)

第4条 市は、子どもの権利について、広報することなどにより、その普及に努めるものとします。

(子どもの権利の日)

第5条 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるため、さっぽろ子どもの権利の日（以下「権利の日」といいます。）を設けます。

2 権利の日は、11月20日とします。

3 市は、権利の日にふさわしい事業を行うものとします。

(学習等への支援)

第6条 市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域等において、子どもが自分の権利と他人の権利を正しく学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援に努めるものとします。

2 市は、市民が子どもの権利について正しく学び、理解することができるよう、必要な支援に努めるものとします。

第3章 子どもにとって大切な権利

(子どもにとって大切な権利)

第7条 この章に定める権利は、子どもが成長・発達していくために、特に大切なものとして保障されなければなりません。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

(安心して生きる権利)

第8条 子どもは、安心して生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1) 命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと。

(2) 愛情を持ってはぐくまれること。

(3) いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること。

(案)

- (4) 障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと。
 - (5) 自分を守るために必要な情報や知識を得ること。
 - (6) 気軽に相談し、適切な支援を受けること。
- (自分らしく生きる権利)

第9条 子どもは、自分らしく生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) かけがえのない自分を大切にすること。
 - (2) 個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
 - (3) 自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること。
 - (4) プライバシーが守られること。
- (豊かに育つ権利)

第10条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つことができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 学び、遊び、休息すること。
 - (2) 健康的な生活を送ること。
 - (3) 自分に関係することを、年齢や成長に応じて、適切な助言等の支援を受け、自分で決めること。
 - (4) 夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること。
 - (5) 様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと。
 - (6) 札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと。
 - (7) 地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること。
- (参加する権利)

第11条 子どもは、自分にかかわることに参加することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること。
- (2) 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。
- (3) 適切な情報提供等の支援を受けること。
- (4) 仲間をつくり、集まること。

第4章 生活の場における権利の保障

第1節 家庭における権利の保障

(保護者の役割)

第12条 保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であることを認識し、年齢や成長に応じて適切な指導、助言等の支援を行い、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 保護者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、これにこたえていくよう努めるものとします。

(虐待及び体罰の禁止等)

第13条 保護者は、養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。

2 市は、虐待を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。

第2節 育ち学ぶ施設における権利の保障

(施設関係者の役割)

(案)

第14条 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長・発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、相談に応じ、対話などを行うよう努めるものとします。

(開かれた施設づくり)

第15条 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者（以下「施設設置管理者」といいます。）は、子ども、保護者及び地域住民に、施設の運営等に関する情報を提供し、意見を聴き、協力を受けるなど、開かれた施設となるよう努めるものとします。

(いじめの防止)

第16条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもがいじめについて相談しやすいように工夫し、いじめが起きたときは、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めなければなりません。

(虐待及び体罰の禁止等)

第17条 施設関係者は、子どもに対して虐待及び体罰を行ってはなりません。

2 施設関係者は、虐待及び体罰を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。

(関係機関等との連携と研修)

第18条 施設設置管理者は、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等のために、関係機関等との連携に努めるものとします。

2 施設設置管理者は、職員に対し、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等に関する研修の機会を設けるよう努めるものとします。

(事情等を聴く機会の設定)

第19条 施設設置管理者は、子どもに対して不利益な処分等を行おうとするときは、あらかじめ、子ども本人から事情等を聴く機会を設けるよう努めるものとします。

第3節 地域における権利の保障

(地域における市民及び事業者の役割)

第20条 市民は、地域が子どもにとって多様な人間関係を通して豊かに育つために大切な場であることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 事業者は、雇用する子どもに対し、子どもの権利の保障に努めるとともに、適当な方法により、子どもの権利についての従業員の理解を深めるよう努めるものとします。

(地域における子どもの居場所)

第21条 市民及び市は、地域において、子どもが安心して自分らしく過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。

(地域における自然環境の保全)

第22条 市民及び市は、子どもが育つ環境として自然が大切であることを認識し、地域における自然環境の保全に努めるものとします。

(安全で安心な地域)

第23条 市民及び市は、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に、安心して過ごすことができるよう努めるものとします。

2 市民及び市は、地域において、子どもが自分自身を守る力をつけることができるよう、必要な支援に努めるものとします。

(案)

第4節 参加・意見表明の機会の保障

(子どもの参加等の促進)

第24条 市は、市政等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

2 施設設置管理者は、施設の行事、運営等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

3 市民は、地域の文化・スポーツ活動等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

(市の施設に関する子どもの意見)

第25条 市は、子どもが利用する市の施設の設置及び運営に関して、子どもの参加について配慮し、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

(審議会等への子どもの参加)

第26条 市は、子どもにかかわる事項を検討する審議会等に関して、子どもの参加について配慮するよう努めるものとします。

2 前項の審議会等は、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

(子どもの視点に立った情報発信等)

第27条 市民及び市は、子どもの参加の促進を図るため、子どもにかかわる施策、取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信等に努めるものとします。

第5節 子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障

(お互いの違いを認め尊重する社会の形成)

第28条 市民は、子どもが、障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないように、お互いの違いを認め尊重し合う社会の形成に努めなければなりません。

2 市は、前項の差別及び不当な不利益を生じさせない、又はなくすための取組を行うよう努めなければなりません。

3 市は、前項の取組を行う際には、次のことなどに配慮しなければなりません。

(1) 障がいのある子どもが、尊厳を持って生活し、社会に参加すること。

(2) 子どもが、アイヌ民族の生活、歴史、文化等を学ぶこと。

(3) 外国籍等の子どもが、必要に応じて日本語を学ぶとともに、自分の国、言語、文化等を学び、表現すること。

(4) 子どもが、性別による固定的な役割分担にとらわれないこと及び性的少数者について理解すること。

第6節 子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援

(保護者への支援)

第29条 市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、必要な支援に努めるものとします。

2 事業者は、従業員が安心して子育てをすることができるよう、配慮に努めるものとします。

(育ち学ぶ施設の職員への支援)

第30条 施設設置管理者は、職員が心に余裕を持って、子どもと十分にかかわることができるよう、必要な職場環境の整備に努めるものとします。

(案)

- 2 施設設置管理者は、職員に対し、子どもの権利についての理解を深めるための研修の機会を設けるよう努めるものとします。

(市民の地域での活動の支援)

第31条 市は、子どもの権利の保障に関する活動を行う市民と連携するとともに、市民の地域での活動を支援するよう努めるものとします。

第5章 子どもの権利の侵害からの救済

(相談及び救済)

第32条 市は、次条第1項に定める救済委員によるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、関係機関等と相互に協力・連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

(救済委員の設置及び職務)

第33条 市は、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図るために、札幌市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を置きます。

- 2 救済委員の職務は、次のとおりとします。

- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと。
- (3) 制度の改善を求めるための意見を表明すること。
- (4) 勧告、意見表明等の内容を公表すること。

(救済委員の責務等)

第34条 救済委員は、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等と相互に協力・連携を図るものとします。

- 2 救済委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはなりません。

- 3 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

- 4 市の機関は、救済委員の職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的な協力援助に努めるものとします。

- 5 市の機関以外のものは、救済委員の職務の遂行に協力するよう努めるものとします。

(救済委員の定数、任期等)

第35条 救済委員の定数は、2人とします。

- 2 救済委員のうち1人を代表救済委員とし、代表救済委員は、救済委員に関する庶務を処理するものとします。

- 3 救済委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱します。

- 4 救済委員は、任期を3年とし、1期に限り再任されることができます。

- 5 市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他救済委員たるにふさわしくない非行があると認めるときは、議会の同意を得て解嘱することができます。

- 6 救済委員は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員又は長その他市長が別に定める者と兼ねることができません。

(相談及び救済の申立て)

(案)

第 36 条 何人も、次に掲げる子どもの権利の侵害にかかわる事項について、救済委員に対し、相談及び救済の申立てを行うことができます。

(1) 市内に住所を有する子どもに係るもの

(2) 市内に通勤し、又は市内に存する育ち学ぶ施設に通学し、通所し、若しくは入所する子ども（前号に定める子どもを除きます。）に係るもの（相談又は救済の申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限ります。）

2 救済の申立ては、書面又は口頭で行うことができます。

(調査及び調整)

第 37 条 救済委員は、救済の申立てにかかわる事実又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、調査を行うものとします。

2 救済委員は、救済の申立てが、救済にかかわる子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき、又は自己の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又は保護者の同意を得なければなりません。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、救済委員が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りではありません。

3 救済委員は、調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができます。

4 救済委員は、調査のため必要があるときは、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができます。

5 救済委員は、調査のため必要があるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができます。

6 救済委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害の是正のための調整を行うことができます。

(調査の対象外)

第 38 条 救済委員は、特別の事情があると認めるときを除き、救済の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとします。

(1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案に関するものであるとき。

(2) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるとき。

(3) 札幌市オンブズマンに苦情を申し立てた事案に関するものであるとき。

(4) 救済委員又は札幌市オンブズマンの行為に関するものであるとき。

(5) 救済の申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。

(6) 前条第2項の同意が得られないとき（同項ただし書に該当するときを除きます。）。

(7) 前各号のほか、調査することが明らかに適当ではないと認められるとき。

(勧告等の実施)

第 39 条 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができます。

2 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求めるための意見を表明することができます。

3 第1項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければなりません。

(案)

(是正等の要請)

第 40 条 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請することができます。

(報告及び公表)

第 41 条 救済委員は、第 39 条第 1 項の規定による勧告又は同条第 2 項の規定による意見表明をしたときは、当該市の機関に対し、その是正等又は改善の措置の状況について報告を求めるものとします。

2 前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して 60 日以内に、救済委員に対して、是正等又は改善の措置の状況について報告するものとします。

3 救済委員は、第 39 条第 1 項の規定による勧告若しくは同条第 2 項の規定による意見表明をしたとき、又は前項の規定による報告があったときは、その内容を公表することができます。

4 救済委員は、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければなりません。

(活動状況の報告)

第 42 条 救済委員は、毎年、その活動状況について、市長及び議会に報告するとともに、これを公表するものとします。

(調査員及び相談員)

第 43 条 救済委員の職務の遂行を補佐するため、調査員及び相談員（以下「調査員等」といいます。）を置きます。

2 調査員等は、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。

3 第 34 条第 1 項から第 3 項まで及び第 35 条第 6 項の規定は、調査員等について準用します。

(規則への委任)

第 44 条 この章に定めるもののほか、救済委員の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

第 6 章 施策の推進

(施策の推進)

第 45 条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利に配慮した施策を進めるものとします。

(推進計画)

第 46 条 市は、前条の施策を進めるに当たっては、総合的な推進計画を定めるものとします。

2 市は、前項の推進計画を定めるに当たっては、市民及び次条に定める権利委員会の意見を聴くものとします。

第 7 章 子どもの権利の保障の検証

(権利委員会の設置等)

第 47 条 市は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するため、札幌市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を置きます。

2 権利委員会は、前条第 1 項の推進計画について意見を述べるほか、市長その他の執行機関の諮問に応じ、又は必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について、調査し、審議します。

3 権利委員会は、15 人以内の委員で組織します。

4 委員は、人権、福祉、教育等の子どもにかかわる分野において学識経験のある者及び 15 歳以上の子どもを含む市民のうちから市長が委嘱します。

(案)

- 5 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 6 委員は、再任されることができます。
- 7 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

(答申等及び市の措置)

第48条 権利委員会は、前条第2項の諮問を受けたとき、又は自らの判断で調査し、審議したときは、その結果を諮問した執行機関又は必要と認める執行機関に答申し、又は報告します。

- 2 権利委員会からの答申又は報告を受けた執行機関は、これを尊重し、必要な措置を講ずるものとします。

第8章 雑則

(委任)

第49条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

(案)

札幌市いじめの防止等のための基本的な方針

発 行 平成 28 年（2016 年）6 月
第 1 回改定 令和 元年（2019 年）6 月
第 2 回改定 令和〇年（2024 年）〇月

札幌市教育委員会学校教育部児童生徒担当課
〒060-0002
札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 STV 北 2 条ビル 3 階
電話（011）211-3861 FAX（011）211-3862

札幌市いじめの防止等のための基本的な方針(改定案)

パブリックコメント意見集

～いただいたご意見と札幌市教育委員会の考え方～

令和6年(2024 年)●月

札幌市・札幌市教育委員会

札幌市では、子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにするために、「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」（改定案）について、市民の皆様からの意見を募集いたしました。この資料は、市民の皆様からいただいた意見の概要と、意見に対する札幌市教育委員会の考え方をまとめたものです。市民の皆様から寄せられた貴重なご意見を参考にしながら、今後の取組を進めてまいります。たくさんのご意見を提出していただき、誠にありがとうございました。

1 パブリックコメント実施概要

（１）意見募集期間

令和6年3月7日（木）～令和6年4月5日（金）

（２）意見募集方法

持参・郵送・ファクス・電子メール・札幌市公式ホームページ

（３）資料の配布場所

- ◆ 札幌市教育委員会 3階 児童生徒担当部児童生徒担当課
- ◆ 札幌市役所本庁舎 2階 市政刊行物コーナー
- ◆ 各区役所（総務企画課広聴係）
- ◆ 市民の声を聞く課
- ◆ 札幌市公式ホームページ

2 意見内訳

（１）意見提出者数・意見件数

18人・52件

（２）年代別内訳

年代	19歳以下	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	不明	合計
人数(人)	1	0	0	6	7	1	0	3	18
件数(件)	1	0	0	17	23	3	0	8	52

（３）提出方法別内訳

提出方法	持参	郵送	ファクス	電子メール	ホームページ	合計
人数(人)	0	0	2	6	10	18
構成比(%)	0	0	11.1	33.3	55.6	100%

*表中の内訳数値は、小数第2位を四捨五入しています。

3 意見概要

ご意見の概要	札幌市教育委員会の考え方
はじめに	
「はじめに」の記載について、例えば、「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にでも起こり得ることであり、いじめや、いじめに発展しかねない事態をなくしていくためには、児童生徒一人一人に、発達の段階に応じて他者を理解し尊重する心を育んでいかなければなりません。いじめ撲滅は、学校や教育委員会にとって、児童等の精神・身体・生命の保護と並んで、最優先で取り組む事象であることをここに確認する。国においては、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「いじめ防止対策推進法」(平成25 年法律第 71 号)を制定し、その法律に基づき「いじめの防止等のための基本的な方針」を示しました。法の基本理念に基づき ...」ではいかがでしょうか。	「はじめに」では、本方針を策定することとなった国の動きについて最初に記載することとしました。「いじめ撲滅は、学校や教育委員会にとって、児童等の精神・身体・生命の保護と並んで、最優先で取り組む事象であることをここに確認する。」と御意見をいただきました部分につきましては、重要な事柄であると認識しており、本書の第1章1では、いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであることを記載しております。
第1章3 いじめの定義及び基本的理解	
いじめの定義を見ると、生徒間で発生した単一回の性被害や暴力行為で心身に苦痛を感じている場合もいじめに含まれるものと解しているが、その認識で間違いないか。 異なっているのであれば、いじめと単一回の性被害や暴力行為との違いをわかりやすく教えていただきたい。	個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行います。そのため、回数や行為の種類に関わらず、心身の苦痛を感じているものについては、いじめとなります。
いじめという言葉自体がない社会になってほしい。職員も子どもも発達していく過程で、トラブルを乗り越えて考えていく教育が大切なのではないかと思います。いじめの定義というのは個人様々ではないか。	学校と一体となって、いじめが起きにくい環境づくりを大切にしていきたいと思います。いじめについては、いじめ防止対策推進法第2条で、行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定められております。

第1章4 「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の策定の背景等

本方針では、不幸にもいじめその他の理由で学校生活を送ることが困難になってしまった児童生徒を救済するための対応や措置の言及が皆無であり、被害児童生徒に寄り添った方針とは言い難い。 また、「いじめを絶対に許さない」と書いている割には、いじめた側の児童生徒を救済するための文言ばかりが目立つ。もっと被害児童生徒とその保護者側に立った方針にしていきたいと思います。	いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、さらに、刑事罰の対象となり得ることや不法行為に該当し、損害賠償責任が発生し得ることなどを、児童生徒が学ぶ取組を行います。 また、いじめられた児童生徒に対しては、安全・安心を確保するために、保護者と連携して心のケアや事後の指導や支援が可能となるような取組を行います。
いじめは「しない、させない、許さない」は素敵なスローガンだと思うので、みて見ぬふりをしてきた学校の先生に自覚してほしい。自殺はニュースになっている1件だけではないので、真摯に向き合ってほしい。	学校においては、教職員一人一人が、いじめは「しない・させない・許さない」を徹底する姿勢を児童生徒に示せるよう、研修等の取組を進めます。 また、いじめによって命が失われることがないように、児童生徒の変容、ささいな兆候や懸念などについて学校全体で共有する体制を整えます。
学校で発生するいじめを、家庭・地域も一体となることに賛成です。いじめの現状のとおり、10％の子がいじめ被害者です。よって、生じたいじめの解決にも、家庭・地域・警察の力が必要です。	札幌市が目指すいじめ防止のビジョンである「学校・家庭・地域総ぐるみで、いじめは『しない・させない・許さない』を徹底」の周知に努めてまいります。
いじめ防止の徹底は「あるべきではない」と社会に根付かせ、「しない・させない・許さない」のスローガンがなくてもいじめが起きない社会がノーマルなのだと思う。	いじめが起こらないことが一番だと考えます。しかしながら、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであるという認識をもち、今回、札幌市のビジョンを掲げ札幌市全体でいじめ防止に取り組んでいくこととしました。

第2章1 いじめの防止に関すること

学校の教職員や児童等が「いじめ」を「いじめ」と認識することが当然できるかのように記載されているが、不見識である。 「いじめ」ではなく、「他の児童等から非合理的な抑圧か暴力を受けていないか」などいじめに発展しかねない事象の段階で兆候をつかみ、いじめに発展させないようにする取組こそ、未然抑止という意味で有効であるので学校評価で重点的に対象にされてはどうだろうか。	いじめにあたる行為についての認識を学校全体で共有することを大切にしていまいます。また、本書の10ページでは、教育委員会は、学校評価において、自校でいじめの防止等の取組を適切に評価できるよう、保護者や地域社会、関係機関等との連携協力の状況などの評価項目や評価指標等の設定について指導・助言することとしています。未然防止の取組状況も含めた指導・助言に努めてまいります。
--	---

アンケートやチェックシートを用いて児童・保護者・教職員・学校管理職の「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容を含めた認知度を調べ、それらを高められる学校、方針の認知度が高い水準で安定している学校を「いじめを撲滅できる学校」と評価されるようにしてほしい。	方針の9ページに記載のとおり、いじめの実態及びいじめの防止の取組状況、学校いじめ防止基本方針の策定と取組状況について把握し、各学校の取組が実効的に機能するよう指導・助言してまいります。
教師自身が子どもの権利をよく学び、生徒指導提要进行を理解する事を求めたいです。	方針には、子どもの権利条約の趣旨を生かした教育活動の推進や生徒指導提要进行を考慮することについて記載しています。教育委員会としては、教職員の理解促進に努めてまいります。
第2章2 いじめの早期発見・いじめへの対処に関すること	
学校における SC、SSW の活用について、一層充実させると記載あるが、SC、SSW 増員の予算は令和6年度予算に計上されているのか。 また、具体的に何名ずつ増員するのか。	スクールカウンセラーについては、すでに全市立学校に配置していますが、令和6年度から、年 69 時間だった小学校の配置時間を 140 時間とすることで、毎週3時間ずつ配置することが可能となります。スクールソーシャルワーカーについては、令和6年度から会計年度任用職員を 15 名、週の勤務時間を 30 時間と増やすことで、各学校の担当者を割り当てることが可能となります。新たにスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを学校いじめ対策組織の必須の構成員とするなど、教育相談体制の一層の充実に努めます。
教員による児童生徒への不適切言動・暴力(体罰)・性暴力等のアンケートの実施を求めます。	教育委員会で毎年実施している「悩みやいじめに関するアンケート」において、いじめに限らず様々な悩みを受け止められるよう努めております。また、毎年、小学校4年生以上の児童生徒に配付している様々な相談窓口を記載したカードに、体罰・性被害相談窓口や性暴力被害者支援センターを相談先として記載しております。
指導主事の派遣方法は、いじめ被害者側からの申請により実施してください。	指導主事の派遣については、教育委員会と学校が連携して実施いたします。いじめについて、学校に直接相談することが難しい場合には、いじめ電話相談でもお受けしております。

第2章3 いじめの防止等に関する機関との連携	
様々な機関が連携して一体となって取り組む姿勢は素晴らしいと思う。	いじめの未然防止や対応の改善につなげるよう、法務局、警察、人権擁護委員連合会、青少年育成委員会連絡協議会、PTA協議会、校長会等で構成される、札幌市いじめ対策連絡協議会を開催していきます。
第2章4 いじめの防止対策を徹底するための教育委員会と学校の連携	
生徒の権利も先生の権利も正しく守られるよう、スクールロイヤーの導入も検討して頂きたいです。	札幌市においては、すでにスクールロイヤーの制度を導入しております。本書の14ページに記載のとおり、スクールロイヤーも含めた専門家の活用も含めて学校と連携して対応に当たってまいります。
第2章5 再発防止策の検証	
いじめの対処及び再発防止策に関するロードマップが、実際のいじめ事案に対して忠実に実施されたのかどうか、どのように評価を行うのか記載がなかったように思う。近年メディアから報道されるいじめ事案は重大事態に該当すると思うが、いずれも教育委員会の対応(揉み消し、現場への圧力、不誠実な対応等)に疑問を感じる。下流(学校等)の対策は理解できたが、札幌市として教育委員会や文科省などの上流機関に対する改善策や、改善策の評価方法等が不明である。	教育委員会としては、学校いじめ対策組織の開催予定日、いじめに係るアンケート調査・教育相談・学校評価・校内研修等の実施時期、未然防止教育の取組について、学校から報告を受け、指導・助言にあたります。学校及び教育委員会の取組状況については、第三者の専門家から構成される教育委員会の附属機関に定期的に報告し、再発防止の取組について検証し、必要な完全を図ることとしています。
市教委と分離した、監察局を市長部局に設置し、市教委から学校の安全管理を分離させるべきだと考えます。	いじめに係る学校及び教育委員会の取り組み状況については、第三者である専門家で構成された附属機関に定期的に報告し、再発防止の取組について検証し、必要な改善を図ってまいります。
第3章2 いじめの防止等の対策のための組織の設置	
被害児童生徒がやむを得ず、当該学校への復帰はおろか転校すらもできないような深刻な状況に陥った場合に、札幌市は当該児童生徒及びその保護者に対して具体的にどのようなサポートをどのように継続して実行していくつもりか教えていただきたい。	学校は、保護者と連携し、一体となった指導や支援を行うことが大切です。いじめられた児童生徒の心のケアが重要であることから、養護教諭、スクールカウンセラー等と十分に相談しながら、心配していること、不安に思うことを共感的に聞き取るなどして、心のケアに努めます。また、希死念慮が

	生じるなど、命の危険が心配される場合には、保護者とも確認の上、専門機関と連携して対応します。
「いじめを許さない環境づくりを実効的に行うため」には、最低限いじめ重大事態の加害児童生徒に対しては学校教育法第 11 条に基づく懲戒が必要だと思うが、懲戒に関して一切記述がないのはなぜか。平成 22 年 2 月 1 日付 21 初児生第 30 号「高等学校における生徒への懲戒の適切な運用の徹底について(通知)」にもある通り、いじめや犯罪行為が発生した場合、事態の重大性を鑑みて懲戒を適切に行うようにしていただきたい。	学校教育法第 11 条に基づく懲戒については、いじめ防止対策推進法第 25 条において定められており、教育上必要がある場合には、法に則り適切に対応してまいります。なお、本書の参考資料としていじめ防止対策推進法を掲載しております。また、本書の 26 ページでは、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求めることとしています。なお、命に係わるなど、緊急性が高い場合には、直ちに警察への通報を行うこととしています。
被害児童生徒がやむを得ず、当該学校への復帰はおろか転校すらもできないような深刻な状況に陥った場合に、札幌市は当該児童生徒及びその保護者に対して具体的にどのようなサポートをどのように継続して実行していくつもりか教えていただきたい。	学校は、保護者と連携し、一体となった指導や支援を行うことが大切です。いじめられた児童生徒の心のケアが重要であることから、養護教諭、スクールカウンセラー等と十分に相談しながら、心配していること、不安に思うことを共感的に聞き取るなどして、心のケアに努めます。また、希死念慮が生じるなど、命の危険が心配される場合には、保護者とも確認の上、専門機関と連携して対応します。
障害がある子供の安全と教師自身の身のためにも防犯カメラ等の設置を求める。	学校の中に監視カメラを設置することは、プライバシー保護の関係から難しい問題があります。いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、教職員が複数の目で組織的に対応することとしています。また、児童生徒がいじめを見たり聞いたりしたときには、周りの大人に知らせることの周知を進めます。
不都合な現実を黙認したり黙殺したりすることなく、適切に記録する体制は、方針に明記し整えてほしい。	本書の 18 ページでは、学校いじめ対策組織の会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録することとしております。
いじめ被害者と加害者に学校の記録を開示してください。	学校においては、学校いじめ対策組織で把握した内容について、双方の保護者に丁寧に説明し、共通理解を図ることを基本としております。

第3章3 いじめの未然防止

生徒間だけでなく、学校の教職員から受けた心理的・物理的行為により、心身に苦痛を感じて不登校や精神疾患などに苦しんでいる児童・生徒は多いため、本方針は、生徒間のいじめに限定するのではなく、教職員等から受けた心理的・物理的行為、その他の学校関係者から受けた犯罪行為により、当該学校で安心して過ごすことができないくらいに心身に苦痛を感じて苦しんでいる児童生徒を広く救済するような方針にするべき。「いじめ」や「重大事態」の定義に当てはまらないことを理由に、被害児童生徒を突き放すような対応は絶対にやめていただきたい。 (類似意見2件)	学校では、基本的人権を尊重するとともに、互いにかけがえのない人間としての尊厳や個性、多様性を認め合い、あらゆる偏見や差別をなくしていく「人間尊重の教育」を基盤とした生徒指導を実践することとしています。本書の 20 ページに記載しましたように、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うよう、教職員への研修等の取組を充実させてまいります。
いじめの早期発見は、加害者を作らない事から始めるべきだと思う。加害者が生まれなければ、被害者も生まれない。加害者側も大人になってから「なんであんな事をしてしまったんだろう...」と自分でした事を振り返り必ず後悔して苦しむ日が来る。加害者を作らないことが一番大事だと思う。	いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないことについて、児童生徒の理解が進むような取組を行います。
学校が隠蔽に走ったりうまく動けなくなったりするのは、単純な人手不足によるものも大きいです。人手不足もいじめ隠蔽とともに解消されてはいいかがか。	教員定数の拡充や学級編制の標準の改善については、継続して国に働きかけていきます。
方針には、加害者に対する対処がほとんど明記されていない。まずは加害者になるということがどういうことかを明確に示す必要があると思われる。 いじめの加害者は犯罪者として対処されるのだということを学生たちに教えるべきであり、それが防止につながっていく。そのための方針を作って欲しい。	本書の 21 ページには、いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、また、刑事罰の対象となり得ることや不法行為に該当し、損害賠償責任が発生し得ることなどを、児童生徒が学ぶ取組を行うことを記載しており、児童理解の促進に努めてまいります。
教員による児童生徒への不適切言動・暴力(体罰)・性暴力、児童生徒間のいじめについて、有識者会議をおこない、抜本的な防止計画を立てることを求めます。特に、性暴力は誤解の多い分野のため、性暴力に特化した専門家・支援者・当事者からの意見を聞くことを求めます。	本書の 20 ページには、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うことを記載しております。また、いじめに係る学校及び教育委員会の取り組み状況については、専門家で構成された附属機関に定期

	的に報告し、必要な改善を図ってまいります。
第3章4 いじめの早期発見	
ICT を活用した児童生徒の SOS の早期発見・早期対応に関して、報道によれば「専用のアプリ」を導入するとあった。この場合のセキュリティはどのように確保されるのか。 「いじめ」に関する情報に対するセキュリティは万全なのか。 外部漏洩した場合、関係者以外に漏れた場合の対応策は考えられているのか。 今回札幌市で発生した重大事案では、当該生徒に対する「いじめ」に関する情報が十分にあったにも関わらず、その情報が小・中学校で正しく受け止められず・共有されず・組織的な対応ができなかったのではないか。 「専用のアプリ」を使って得られた情報への感度が低く、適切な対応がなされないのならば、「専用のアプリ」を使う意味は全くなく、「いじめ」に関する情報の管理上のリスクが高まるだけである。以下の3点に重点を置き、徹底しなければ、「専用のアプリ」を導入しても、今回と同じような重大事案が繰り返されるだけであると考える。 ① 小手先のツールに依存するのではなく、既存・従来の手段(紙ベース・面談、普段の児童・生徒の観察)を通して、児童・生徒から発せられる変化・サインを見逃さない「感度」を高めること。 ② ①のサインへの適切かつ組織的な対応を、実効的なものにするための検討。 ③ 児童・生徒及び保護者との信頼関係を、どのように構築するか？どうしたら構築できるか？という検討。	ICT を活用した情報の取扱いについては、大変注意が必要であるため、「個人情報取扱安全管理基準」の遵守を業者と確認いたします。アプリで得られた情報については、複数の教職員での確認が可能となるため、いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐこととなります。ICT は早期発見の手段のひとつのため、アプリのみに頼ることなく、教職員の日常的な観察や声掛けの関わり、出席状況の確認等により、児童生徒の変容を見出すことを大切にします。児童生徒の変容、ささいな兆候や懸念については、その都度、学校いじめ対策組織はもちろんのこと、学校全体で共有する体制を整えます。また、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で児童生徒に接し、信頼されるよう豊かな人間性を高めるなど、絶えず自己研鑽に取り組むよう教職員の対応力の向上に努めます。
いじめられた子は誰を信じていいのか、人間不信になっている場合もある。いじめられた事を訴えるのもとても勇気がいる事。いじめを感じた子供が訴えやすい環境づくり。どんな些細な声でも対応してもらえる環境づくりが大事。 決して聞き入ってもらえなかったなんて	学校では、教職員が個ではなく組織で対応し、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すこととします。そのため、担任のみならず、相談しやすい環境を整えることが大切だと考えます。今後、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを学校いじめ対策組織の必須の構成員と

事がないようにしてほしい。	し、ICT も活用するなどして、児童生徒が相談しやすい環境づくりに努めてまいります。
---------------	--

第4章 市立学校におけるいじめへの対処の確認

これまでの事件を見ると、市教委や学校の行う調査は、「いじめ」や「重大事態」に該当させないための根拠を整えるために行われているように映る。加害児童生徒やその保護者への配慮を優先し過ぎて、被害児童生徒に寄り添って対応してこなかったことが、さまざまな悲しい事件を引き起こしているのだから、被害児童生徒を救うことを最優先に、どんな些細なことでも拾い上げ、「いじめ」や「重大事態」をもっと広く認定できるように調査を実施していく必要があるのではないか。	いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先し、保護者と連携した取り組みを大切にしていまいります。児童生徒の変容など、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、ICTも活用するなどして、学校いじめ対策組織で共有し、法に基づいたいじめやいじめの重大事態の見逃しを防いでまいります。
犯罪行為にあたるいじめや、他の生徒間の窃盗もしくは性犯罪等の犯罪行為に関して、加害生徒に対して適切に懲戒を行うべき。 同時に教育現場が加害者を守ったり、いじめや性犯罪等無かったもののようにすることなどもってのほかである。 (類似意見1件)	本書の 26 ページでは、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求めることを記載しております。また、本書の 26 ページでは、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求めることとしています。なお、命に係わるなど、緊急性が高い場合には、直ちに警察への通報を行うこととしています。
実際に我が子に対していじめにつながるような嫌がらせがありました。保護者からの申し出がなければ方針に沿った対応が全くない状況でした。現在は嫌がらせはありませんが、落ち着いたのならよいのでは、との対応に留まっており、解決したとは言い難いです。学校の対応は改善が必須だと感じます。	学校がいじめを把握した場合は、いじめ対策組織で情報を共有し、チームでいじめの問題に対応します。解消については、お子様・保護者と連携した上で判断を行います。教育委員会としては、学校が法や方針に則った適切な対応となるよう、学校の取組状況について把握し、取り組みが実効的に機能するよう指導・助言を行います。

第4章3 いじめられた児童生徒等への解決に向けた働きかけ

傍観者は少数派より多数派にいた方が安心だから、自分の中では他人の行動が違おうと思っても、仲間はずれになりたくないとか多数派の安心感から強そうな子の味方になったり、加害者の仲間になったりしてしまう。間違っただけに早く気づけるの	学校では、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、知らぬふりをして見ている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるよう取り組みます。また、
--	---

は、子供同士だと思う。お友達が間違っ た事をしているなど気づいた時、「それ間違 っているよ」「私はそう思わない」などと 言える勇気を教える指導も大切だと思う。 必ず多数派が正しいわけではない事を教 える事も大事。	いじめられる児童生徒の気持ちを全ての 児童生徒が理解できるようにするとともに、 見て見ぬふりをすることがいじめを深刻化 させることになることを指導いたします。
---	--

第4章4 関係保護者との連携

保護者も日頃から自分の子供の心の変化 に気づけるように、忙しくても会話を する時間を増やしたいと思う。 もし我が子が加害者又は被害者になっ てしまった場合の、家庭で抱え込まないた めの対策もお願いしたい。	いじめられた児童生徒の保護者には、い じめの情報を把握したその日のうちに、把握 した事実の概要を迅速に伝え、その後、事 実確認を速やかに行います。いじめの認知 に至らなかった場合においても、保護者と 連携し、学校と一体となった指導や支援が 可能になるような取組を行います。
---	--

第4章7 いじめの解消

被害者に対するいじめ行為が3ヶ月以上 止んでいても、被害児童生徒の心身の苦 痛が解消されていなければ、いじめは解 消していないという解釈で間違いない か。	いじめの解消については、心理的又は物理 的な影響を与える行為が、少なくとも3か 月以上継続していること。被害児童生徒 が、いじめの行為により心身の苦痛を感じ ていないことが、本人及びその保護者との 面談等により確認できること。この2つと も満たされる場合に解消と判断するため、 どちらかのみ状態であれば、解消してい ないこととなります。
---	--

第5章1 重大事態とは

重大事態の定義として、「児童等の生命、 心身又は財産に重大な被害が生じた疑い があると認めるとき。」「いじめにより児 童等が相当の期間学校を欠席することを 余儀なくされている疑いがあると認め るとき。」となっているが、誰がどのよう にしてそれらの事態を「認める」のか。学 校や教育委員会が「認め」なければ、重 大事態として取り扱われないのか。 また、客観的に見て明らかにいじめの重 大事態であると思われる事象であっても、 調査に発展しないことがあるのはなぜか。	学校は、いじめ防止対策推進法第28条第 1項に該当する事案については、疑いがある 時点で認め重大事態に係る事実関係を 明確にするための調査を行うこととな ります。いじめの重大事態であると思わ れる事案については、学校は被害児童生 徒及びその保護者から事実関係の確認を 行い、法第28条第1項に該当する場 合には、重大事態の調査を実施します。
調査が必要な時には利益相反のない調査 委員会(弁護士、精神科医、臨床心理士な	重大事態の調査を実施する場合に、第三 者を担保することは重要なことであり、札

ど)を速やかに立ち上げる体制を整えるべきである。	幌市においては、学識経験者、弁護士、医師等の専門家からなる附属機関である、「札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会」を常設しております。また、学校に専門家を派遣する仕組みも整えております。
犯罪行為は「いじめ」にあたるとして重大事態として調査・対処するべきである。突発的な暴力、強制的行為、一定の個人を対象としていない窃盗なども、重大事態として扱うべきである。 (類似意見2件)	いじめ防止対策推進法第 28 条第1項第1号及び第2号に該当する場合には、全ていじめによる重大事態として、事実関係を明確にするための調査を行い、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に努めます。
いじめられた生徒達だけが精神科に頼っても何も解決にはならない。いじめた生徒も精神科に頼るべきだと言える。病院などに行くなど、その場から離れる教育となっているが、これは本来目指すものではない。	いじめた児童生徒については、今後作成する、心理や法律等の専門家監修の下、いじめの加害者・傍観者の心理を踏まえた未然防止教育や、加害者の深い反省を促し、再発防止につなげる指導プログラムを活用してまいります。
第5章2 重大事態発生時の対応	
これまでの市教委の重大事態の調査報告書を全て公開してください。	法の制定以降、これまでの調査報告書については、現段階では公表の予定はありません。今後の調査結果については、札幌市教育委員会における「いじめの重大事態の公表に関するガイドライン」を作成し、それに基づいて公表いたします。
「再調査の実施に市長が判断」とありますが、市長の独断ではなく、当事者の視点や意見を採用してもらいたいです。	再調査については、いじめ防止対策推進法第 30 条第2項において、地方公共団体の長が行うことができると定められております。なお、重大事態の調査結果の報告について、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて地方公共団体の長に提出することができます。
調査方法は、プライバシーに配慮しているのか。	調査については、児童生徒、保護者の要望・意見を十分に聴取した上で、プライバシーに配慮してまいります。
その他	
配布場所に、「まちづくりセンター」を欠落されたことと、公表方法に「広報さっぽろ」を欠落したことが残念です。不登校中のいじめ被害者に、このパブコメ意見募集を何かの方法で伝えてください。	配布場所や公表方法についての御意見は、今後のパブリックコメント実施時の参考とさせていただきます。また、今回の募集では、報道機関への情報提供及び市のホームページで掲載し、御家庭にいる児童生徒か

	らも御意見がいただけるよう努めました。 今後、キッズコメント実施時に、登校できていない児童生徒への周知について検討してまいります。
--	---

<問い合わせ先>

札幌市教育委員会児童生徒担当部

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV 北2条ビル3階

TEL:011-211-3861

Eメール: jidouseito@city.sapporo.jp

札幌市いじめの防止等のための基本的な方針（改定案）

キッズコメント意見集

～いただいたご意見と札幌市教育委員会の考え方～
（児童生徒の皆さんへ）

札幌市では、子どもの皆さんが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにするために、「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の案を作り、令和6年3月7日から令和6年4月5日までの期間、皆さんから意見を募集しました。

この資料は、皆さんからいただいた意見の主な内容と、その意見に対する札幌市教育委員会の考え方をまとめたものです。

今回、皆さんからたくさんの意見をいただきました。皆さんが日頃思っていることを声に出して届けてくれた意見一つ一つから、皆さんのいじめに立ち向かう真剣な気持ちが伝わってきました。皆さんの意見を受け止め、改めて基本的な方針に取り入れました。

札幌市の教育が、皆さんにとってよりよいものになるように、これからも皆さんの声を大切にしながら様々な取組を進めていきます。

- 意見募集期間 令和6年3月7日（木）～令和6年4月5日（金）
- 意見募集方法 持参・郵送・ファックス・電子メール・札幌市公式ホームページ
- 資料の配布場所
 - ・札幌市教育委員会3階 児童生徒担当部児童生徒担当課
 - ・札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー
 - ・各区役所（総務企画課広聴係）
 - ・市民の声を聞く課
 - ・札幌市公式ホームページ

合計 1,151 人から 1,219 件のご意見をいただきました！

学年		人数	件数
小	1	12	13
	2	81	85
	3	114	115
	4	173	186
	5	232	249
	6	157	171
中	1	155	164
	2	163	169
	3	55	58
高	1	2	2
	2	1	1
	3	4	4
不明		2	2
合計		1,151	1,219



※ フォーム登録1回につき一人と数えています。複数ご意見をいただいた場合はその分意見数を計上しています。

寄せられた主な意見と札幌市教育委員会の考え方

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

皆さんの意見	札幌市教育委員会の考え方
4 「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の策定の背景等	
みんなが平等に暮らせる社会になる取組をしてほしい。 (類似意見5件)	この方針では、皆さんが安心して生活するために、学校・家庭・地域総ぐるみで、いじめは「しない・させない・許さない」をしっかり守ることを目指しています。
この方針だけでは変わらないことも多いと思う。 (類似意見2件)	今回の方針では、いじめが重要な問題なので、学校・家庭・地域が一緒にいじめは「しない・させない・許さない」をしっかり守ることを目指すこととしました。いじめは、皆さんの周りで起こる問題ですので、子どもと大人が一緒になって、取り組んでほしいと思います。
いじめに対する標語を札幌教育委員会から全ての学校に広めたらいいと思う。	札幌市教育委員会では、いじめに対する標語などの募集を呼びかけていますので、その時にはぜひ応募してください。
「しない・させない・許さない」についての説明が少なく、「許さない」というのはいじめをした人を許さないのか、それとも、いじめという行為自体を許さないのか、どちらなのかがよくわからないので、もう少し説明があるとわかりやすい。	<u>「許さない」というのは、いじめという行為を許さないことを示しています。このようなビジョンを掲げることで、いじめを許さない雰囲気</u> <u>を学校・家庭・地域総ぐるみで作ることを目指しています。方針の3ページに「いじめという行為は、人権侵害行為で許されるものではなく」と説明を加えました。</u>

第2章 いじめの防止等のために札幌市が実施する取組

皆さんの意見	札幌市教育委員会の考え方
2 いじめの早期発見・いじめへの対処に関すること	
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに悩みなどを相談しにくい。	相談しやすい環境整備をすることは大切なことですので、学校と連携して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのみ

	ならず、より相談しやすい体制づくりを進めていきます。
スクールカウンセラーが学校に来る日数を増やすといい。 (類似意見5件)	小学校でスクールカウンセラーに小学校相談できる時間を倍以上にしました。今後もスクールカウンセラーに相談しやすい体制づくりを進めていきます。
スクールカウンセラーをもっと周知するべき。 (類似意見2件)	学校では、スクールカウンセラーについて学校だよりで紹介したり、スクールカウンセラーだよりを発行したりと、様々な工夫をしていますが、教育委員会としても学校と連携して広く知ってもらうように努力していきます。
週に1回全生徒とスクールカウンセラーが 一対一で会うようにすれば相談できる と思う。	スクールカウンセラーは、およそ週に1回の勤務なので、全生徒と会うことは難しいですが、相談しやすい体制づくりを進めていきます。
いじめの話を聞いてくれる人がいる と思う。 (類似意見2件)	学校には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、先生以外の大人がいますので、困ったときには、相談しやすい人にぜひ相談してください。
スクールカウンセラーと話しやすい ように、授業での交流などを増やす といい。	スクールカウンセラーが先生などと連携して授業をすることもあるので、その機会があれば積極的に参加してください。
スクールカウンセラーへの相談が授業 中だと周りに知られてしまうので放課 後や休み時間に相談に行けたらいい。	スクールカウンセラーに放課後や休み時間に話ができるかどうか、直接スクールカウンセラーや相談しやすい先生に相談してみてください。
いじめられている人がすぐに相談 できるように、学校などに心の相談 室を作ってほしい。	どの学校においてもいじめられている人がすぐに相談できる体制は整えているので、困ったときは相談しやすい先生方やスクールカウンセラーなどに相談してください。
いじめの解決の責任は教育委員会 にあると思うので、なにかあれば 教育委員会に相談してほしいと明 言すべきだと思う。 (類似意見1件)	学校は、常にいじめの相談を受け付けているので、困ったことがあれば、学校に相談できますが、相談しにくい時は、タブレット端末のブックマークには、教育委員会を含む札幌市の様々な相談窓口があるので、気軽に相談してください。

5 再発防止策の検証	
全てを学校に任せるのではなく、いじめ対処の専門組織を作ると、解決がスムーズになると思う。	札幌市には、様々な専門家がいじめの防止などを話し合う組織があります。学校や教育委員会の取組については、その組織に報告して必要な改善をしていきます。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施する取組

皆さんの意見	札幌市教育委員会の考え方
1 学校いじめ防止基本方針の策定	
いじめがなくなることはないので、いじめが大きくなる前に児童生徒の意見を聞くほうがいいと思う。 (類似意見1件)	札幌市では、子どもの声を聴くことを大切にしています。学校においても、学校の方針について意見を聴いたり、自治的な活動を通していじめについての意見を取り入れるなどの取組を進めていきます。
基本方針に書かれていることについての具体的な活動を紹介したり、推進したりしたほうがいいと思う。 (類似意見1件)	学校は、市の方針を参考にして自校のいじめの取組を示した基本方針を作ることとなっています。学校の基本方針は、入学時や年度の初めに児童生徒や保護者に説明することとしています。
小さな子(小学校1年生など)でも分かるようにまとめると、もっと沢山の方が見てくれると思う。	学校では、入学時や年度の初めに、どの学年の子どもにも学校の基本方針がわかるように説明することにしています。
2 いじめの防止等の対策のための組織の設置	
先生がしっかりと教室を見て、適切な注意を行うべき。 (類似意見6件)	いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、先生などが複数の目でいじめを見逃さないようにし、組織的に対応することとしています。また、皆さんがいじめを見たときには、周りの大人に知らせてください。
クラスに監視カメラを設置するとよい。 (類似意見6件)	学校の中に監視カメラを設置することは、プライバシー保護の関係から難しい問題があります。いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、先生などが複数の目で組織的に対応することとしています。また、皆さんがいじめを見たときには、周りの

	大人に知らせてください。
いじめがいじめでないかのギリギリをねらって行う人もるので、定期的に厳しくしたほうがいい。 (類似意見2件)	先生方は、何がいじめにあたるのかについての考え方を、学校全体で共有することとしています。いじめは「しない・させない・許さない」を徹底します。
いじめが起こらないように、みんな平等に接することを意識できる取組を行うといい。 (類似意見2件)	札幌市では、お互いに個性、多様性を認め合い、偏見や差別をなくし、支え励まし合う温かい人間関係の中で取り組む「人間尊重の教育」を大切にしています。皆さんも自治的な活動などを通して、前向きに取り組んでください。
クラスの上下関係がなくなればいい。 (類似意見6件)	札幌市では、お互いに個性、多様性を認め合い、偏見や差別をなくし、支え励まし合う温かい人間関係の中で取り組む「人間尊重の教育」を大切にしています。また、他の人とのコミュニケーションを図る社会性を育てるために、学校では道徳教育を大切にしています。皆さんは自治的な活動などを通して、お互いを認め合う人間関係を大切にしたいと思います。
クラスや学年でみんなと交流する時間を増やすといい。	学校では、心の通じ合うコミュニケーションにより、授業や行事に前向きに参加したり、活躍したりできるような、授業づくりや集団づくりが行われるように取り組みます。
いじめられないために、友達を作らず、友達と関わらないようにする。	札幌市では、お互いに個性、多様性を認め合い、支え励まし合う温かい人間関係の中で取り組む「人間尊重の教育」を大切にしています。ぜひ、様々な友達とかけがえのない時間を過ごしてほしいと思います。
みんなでいじめを起こさない環境をつくらせていきたい。 (類似意見5件)	いじめられている人の気持ちや、いじめを見て見ぬふりをするのがいじめを深刻にしています。いじめのしくみを理解することで、いじめが起きない環境を作り上げることができると思います。周りで困っている人がいれば、周りの大人に伝えてください。
いじめと誤解されないよう、強い言い方をしないほうがいいと思う。	学校では、いじめかどうかについて理解し、いじめを防止する取組を通して、お互いを認め合うような人間関係を育てるように取り組めます。

学校でのストレスとか、その人への不満があるからいじめが起きると思うので、相手にやめてほしいことなど、学校で正直に嫌なことを伝えられる環境を作ったほうがいいと思う。	嫌なことは相手に伝えるのは大切なことです。しかし、伝えるには勇気が必要で、どのように伝えればよいのか迷う時もあると思います。学校ではそのような時に、先生などに相談しやすい環境を作るように取り組みます。
過去にあったいじめのせいで起こった事件等について、授業等でみんなにらせていじめの怖さを教えるといい。 (類似意見2件)	学校では、過去に起こったいじめを考えながら学校の取組を良くしていきます。それらを基にして、先生方はいじめを防止するために、皆さんに様々な働きかけを行います。
関係が良くない人とは、座席を離すというと思う。	札幌市では、お互いに個性、多様性を認め合い、支え励まし合う温かい人間関係の中で取り組む「人間尊重の教育」を大切にしています。しかし、関係がよくない友達との問題で悩む場合には、どうしたらよいかについて、話しやすい学校の先生などに相談してください。
学校の体制にも変化が必要だと思う。思いやりのある環境であれば、子どもは思いやりを大事にする。先生などが余裕を持てるような制度改革を強く望む。	学校では、自治的な活動を通して、お互いを認め合う人間関係を育むことを大切にしています。また、タブレット端末などを活用することで仕事を効率化したり、学校全体で対応したりすることで一人の先生に大きな責任や負担をかけない取組を進めます。
いじめられたときに、周りに相談できるようにしたらいいと思う。 (類似意見7件)	学校は先生などが組織として、いじめの相談を受けますので、困ったときは話しやすい先生や保健室の先生、スクールカウンセラーなどに相談してください。また、タブレット端末などのブックマークには、札幌市の様々な相談窓口のページがあります。
いじめを見かけたら、すぐに大人に伝えようと思う。	いじめを見た人がいじめられた人の相談者になったり、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせたりすることはとても大切なことです。
いじめを見たりしたら先生や大人の人に相談してすぐに対応できるようにしてほしい。	いじめを見たりしたらすぐに先生や大人に相談してください。先生などは、一人ではなく複数の先生などが組織的にいじめられた人を守るように対応します。
いじめを見ても周りの人に言いにくいので、もっと言いやすい環境にしてほしい。	いじめを見たら担任の先生だけではなく、話しやすい先生や保健室の先生、スクールカウ

(類似意見7件)	ンセラーなどに相談してください。また、今後、タブレット端末などに導入するアプリでもいじめの相談を受けられるようにする予定です。
気軽に相談できて信頼できる人をつくりたい。 (類似意見2件)	学校は、複数の先生などでいじめに対応することになっているので、担任の先生だけではなく、話しやすい先生に相談してください。また、保健室の先生やスクールカウンセラーなどにも相談してください。
学校でいじめがあったら、紙に書いて報告できるボックスをつくるといいと思う。 (類似意見2件)	学校によっては、そのような取組をしていると聞いています。今後、タブレット端末などに導入するアプリでは、いじめを相談したり報告したりできることを予定しています。
親や先生には相談しにくいことを相談できる場所のチラシを、もっと分かりやすくしたらいいいと思う。 (類似意見1件)	皆さんの中でいじめられたときに「だれにも相談しない」人もいるので、いろいろな相談窓口を分かりやすくお知らせすることにします。
いじめられた子が安心して先生に言えるようなシステムをつくってほしい。 (類似意見4件)	今後、タブレット端末に、毎日の健康観察を行うことと、アンケートをとることができるアプリを導入する予定です。また、簡単にいじめの相談ができるようにする予定です。
3 いじめの未然防止	
一人一人が、自分がやられて嫌なことはしないという意識を持ち、いじめをなくそうという意識をすることが大切だと思う。 (類似意見 11 件)	札幌市では、お互いに個性や多様性を認め合い、支えはげまし合う「人間尊重の教育」を大切にしています。学校では何がいじめにあたるかを確認し、いじめられている人の気持ちを理解できるよう取り組んでいきます。
いじめに気付いた人が指摘することで、次のいじめのターゲットになるということもあるので、傍観者も含めて一緒になっていじめに対処していくことが大事だと思う。 (類似意見2件)	いじめの防止のためには、周りではやし立てたり面白がったりせず、また、傍観者として知らないふりをせずに、相談者になったり、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせることが大切です。
周りで困っている人がいたら、声をかけてあげたりするなど、子ども側も積極的に助ける意識を持つような取組を行ってほしい。 (類似意見1件)	周りで見ている人が相談者になったり、いじめを止めたりすることはできなくても、誰かに知らせることでいじめを防ぐことができます。学校では、そういう雰囲気がつくられるように取り組みます。

みんなが明るく楽しく暮らせるようにしてほしい。 (類似意見 11件)	学校では、心の通じ合うコミュニケーションにより、授業や行事に前向きに参加したり、活躍したりできるような、授業づくりや集団づくりが行われるように取り組みます。
ペア活動等は一人になることもあるので、一人にならない授業内容にしてほしい。	学校では、心の通じ合うコミュニケーションにより、授業や行事に前向きに参加したり、活躍したりできるような、授業づくりや集団づくりが行われるように取り組みます。授業の内容で、不安なことがあれば、先生に相談してください。
いじめはなくならないと思うので、リモート授業にしたらいい。	札幌市では、リモート授業だけでは体験することができない、お互いに個性、多様性を認め合い、支え励まし合う温かい人間関係の中で取り組む「人間尊重の教育」を大切にしています。学校はそのような取組を大切にしてい、いじめが起きにくい環境づくりに取り組みます。
問題を解決しても学校への居場所がなくなるときもあるので、居場所を作ることが大切だと思う。	学校では、保健室の先生と話をすることや、教室ではない場所でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談することもできます。
正しいインターネットの使い方をすべき。 (類似意見2件)	これからもインターネット上での誹謗中傷の書き込みは、犯罪行為にもつながる可能性があることなど正しい使い方について指導していきます。
インターネットを使わないといいと思う。	インターネットは正しく使えばとても便利です。しかしながら、インターネット上での誹謗中傷の書き込みは、犯罪行為にもつながる可能性があります。今後も、正しい使い方について指導していきます。
警察がいじめ防止教室を開くといい。	警察官が講師となって行う防犯教室の中で、いじめに関係することをお話ししてくれています。学校でもいじめが起これば、警察に相談しながら対応することもあります。これからもいじめの未然防止のため、必要なときに警察と協力していきます。
いじめ行為については、もっと厳しい言い方で記載すべき。 (類似意見4件)	例えば道徳の授業では、いじめを防ぐための法律について学習するなど、いろいろな教科や視点から「いじめは絶対に許されない」こ

	とについて学びます。
いじめをした人に賠償金とかを払わせる法律を作れば、いじめがかなり減ると思う。 (類似意見2件)	いじめを防ぐことについては、いじめ防止対策推進法という法律があり、いじめられた人の心のケアはもちろん、いじめた人への心の教育や二度といじめを起こさないための指導をすることとなっています。
どのようなことがいじめを起こさない取組につながるのか具体的に記載してほしい。	いじめがあれば、一人の教員で対応しないよう、複数人でいじめられた人を守るように取り組みます。学校では、「いじめは絶対に許されない」という考えを学校全体でしっかり守るために、年に数回、先生などの勉強会を行うこととを本書に記載しています。
差別がない学校にしたい。	誰に対しても平等に関わることはとても大切なことです。学校では、「いじめは絶対に許されない」という考えをしっかりと守り、子どもたちがお互いを認め合い、支え合う心をもつことができるよう関わっていきます。
自主的な活動は個人でもできて効果もありそうなのでいいと思う。	自主的な活動は、子ども一人一人の「○○したい」という意欲をもつことから始まります。学級や学校をどうしていきたいのかを考え動くことを大切にしています。
いじめの防止に向けて、みんなで話し合い、ポスターや標語の作成などの取組を行うといいと思う。 (類似意見49件)	札幌市の学校では、子どもの思いや願いをかなえるために、みんなで話し合い、協力して取り組む活動を大切にしています。いじめの防止について、学級や学校で話し合い、よりよい方法を考えて動いてみてください。先生や周りの大人は、みなさんを支援します。
人の得意なことや、良いところが見つめることができる授業や時間をとることや、誰かを一人にしない取組があるといい。 (類似意見1件)	札幌市では、子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりを進めています。日常の授業においても、互いを尊重し、友だちの得意なところや良いところを認められるように進めます。
いじめなどをしないように、心掛けるためにはどうしたらいいのかを考えられない人のために、いじめ禁止のポスターを、全国の学校に配布したらいいと思う。	毎年、「全国いじめ問題子供サミット」が開催され、全国の小中学生が学校の工夫を凝らしたいじめ問題に対するたくさんの取組が交流されています。昨年度は日章中学校の生徒が参加しました。これからも札幌市の取組を全国に発信していく方法を考えます。
学校にもよるが、生徒会などが中心に行	札幌市では、「さっぽろっ子サミット」として、

っている「いじめ防止運動」に札幌市教育委員会が目を向け、後押しすることで、より効果的なものにできると思う。	全市の子どもたちが1つのテーマについて話し合う場を設定しています。このサミットの企画・運営も子ども運営委員です。このような取組を支援していきます。
道徳の授業においていじめについて考える題材を出し、ポスターや標語によっていじめにはいけないことだということを再確認する場にすることが効果的だと思う。	道徳の授業では、すべての学年でいじめについて考える活動を通して、友だちを思いやる心や、命を大切にする心などを育てていきます。
先生の対応が悪いので、いじめをなくすためには、まずは先生の対応を見直すべきだと思う。その後、児童・生徒にいじめられていないか個別に確認するといいと思う。	先生方には、子どもたちから信頼されるように豊かな人間性を高めるなど、いつも自分を高めるように努力することが求められています。また、いじめがあった場合には、先生などが複数人でいじめられた人を守るように取り組みます。
感情だけで行動しないことを理解する取組を実施することで、いじめを減らすことができると思う。	学校では、子どものストレスへの対処方法などの授業を、スクールカウンセラーと連携して行うようにしています。
いじめをなくすという意味をもち、いじめを見捨てない取組を行ってほしい。	学校では、「いじめは絶対に許されない」という考えを学校全体でしっかり守るために、年に数回、先生などの勉強会を行うこととしています。そして、いじめがあれば、複数人でいじめられた人を守るように取り組みます。
生徒を嫌なあだ名で呼び、いじめる先生がいるときには懲戒免職にするなど、先生が生徒をいじめている行為があった場合に対しての罰則化を行ってほしい。 (類似意見4件)	先生の言動が、子どもを傷つけたり、他の人によるいじめを助長したりすることのないよう細心の注意をしていきます。先生のこと困った場合には、他の先生や相談窓口相談してください。
隠蔽しようとする教師もいるので、子どもが信頼できる大人になるべきだと思う。 (類似意見 25件)	皆さんから信頼されるよう、方針の 19 ページに「全ての教職員が『いじめは絶対に許されない』、『いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守る』という姿勢を共有し、児童生徒が教職員を信頼し、見守られているという安心感をもって学校生活を送ることができるようにする。」という文を追記しました。
先生の男女差別をやめてほしい。先生の男女での対応がまるで違う。 (類似意見5件)	どの子どもに対しても公正で公平に接することは大切なことです。先生方には、子どもたちから信頼されるよう豊かな人間性を高

	めるなど、いつも自分を高めるように努力することができる取組を進めていきます。
いじめを行う子どもが悪いのは分かるが、先生が怒鳴って、子どもが怯えていじめた理由などを答えられないという場面を見たことがある。怒鳴ったり脅したりしてなぜやったのかなどを吐かせようとするのは逆効果だと思うから先生を指導してほしい。 (類似意見4件)	先生方が子どもを理解して指導することは大切なことです。そうすることができるように、学校内での勉強会を行って、先生などの対応力を高められるような取組を進めていきます。
大人に、近くにいてほしい。 (類似意見4件)	子どもたちのSOSを早期に把握するため、一人ではなく全ての先生などが連携して、ていねいに子どもたちの見守りを行うこととしています。
先生は近くにいるけれど、いじめられた子といじめた子で話し合い、その後に先生が入ったり、当事者での話し合いが進まなければ先生が入るという方法を取るいいと思う。	お互いを理解するために話しあうことは大切なことです。また、いじめについては、学校が複数人で対応することになっているため、必ず先生なども話し合いに参加し、両方の保護者にも伝えていきます。
教員がいじめを止めようとしなかったら教員免許を剥奪するといい。	いじめがあれば、一人ではなく複数の先生などでいじめられた人を守るように取り組みます。学校では、「いじめは絶対に許されない」という考えを学校全体でしっかり守るために、年に複数回、先生などの勉強会を行うこととしています。
いじめが起きても自分から言い出しにくいので、こまめに色々聞いてほしい。 (類似意見4件)	子どもたちのSOSを早期に把握するため、全ての先生などが連携して、ていねいに子どもたちの見守りを行うこととしています。先生などがいじめを早期発見できるように積極的に声をかけるなどの取り組みを進めます。
学校で嫌な事があった時、親に話すと、親は「無視をして」と言うが、それが本当に良いのか、迷ってしまう事が多い。自分としては、本当に無視をして良いのかを、少しでも良いから、親に考えてもらいたいと思う。	札幌市では、お互いに個性、多様性を認め合い、偏見や差別をなくし、支え励まし合う温かい人間関係の中で取り組む「人間尊重の教育」を大切にしています。また、他の人とのコミュニケーションを図る社会性を育てるために、学校では道徳教育や自治的な活動大切にしています。学校で取り組んだことを、ぜひ、ご家族と一緒に考えてみてく

	ださい。
自分は冗談だと思っても、相手が嫌だと思うかは自分で気付きにくいので、その解決方法を知りたい。 (類似意見4件)	学校では、いじめに当たる行為についての考え方を全体で共有し、いじめを防止する取組を通して、互いを認め合う人間関係を育みます。悩んだときは、相談しやすい学校の先生に何がいじめに当たるのかについて相談してください。
いじめが起きる理由は、何かしらのトラブルがあるからだと思うので、お互いの意見を認めることが大切だと思う。 (類似意見3件)	お互いを認め合うことは大切なことです。学校では、お互いを認め合う人間関係を作ることができるよう、子どもたちが主体的に考えて話し合うなどの期間を設けるようにしています。
いじめの現状を深く知り、自分に身近なことであることを自覚し、いじめの深刻さを知ることができる取組を行うといい。 (類似意見 16 件)	いじめは、どの子どもにも、どの学校にでも起こりうることであり、いじめをなくすためには、皆さん一人一人が、他人を理解し尊重することが大切です。学校では、いじめに当たる行為についての考え方を全体で共有し、いじめを防止する取組を通して、互いを認め合う人間関係を育みます。
「いじめられている」と素直に言える人は少ないと思う。担任を信用して話したのに広められた経験があるため、先生にきちんと守秘義務を守ってもらうなど、「先生」というものの意識を変える対策をしてほしい。 (類似意見1件)	いじめの相談をした子どもに寄り添い、安全・安心を守ることは大切です。先生などの勉強会を開いて、いじめの問題に対する理解や対応する力を高められるように努めていきます。
困ったときに相談することも難しい人もいるから相談しやすい環境にしてほしい。 (類似意見2件)	子どもが相談しやすい環境を整えることは大切です。スクールカウンセラーなどの専門家とも連携しながら、学校における相談体制がさらに充実するようにします。
学校に相談しても、どうやっていじめをやめさせてくれるのかが分からない。	学校では、いじめの問題に対応するための組織において、見守りなどの確実な安全確保の計画を立てて、いじめられた子どもが安心して学校生活を送ることができるよう支援していきます。また、いじめた子どもが抱える問題にも目を向けて指導を行います。
いじめられている人は、相談できないことが多いので、取組方法を変えた方がいいと思う。	皆さんが自ら SOS を発信することは、とても勇気があることです。皆さんからの相談を待つだけではなく、先生などの日々のきめ細

	やかな観察やタブレット端末などを活用するなど、いじめを見逃さない取組を強化します。
先生に相談すると、もっといじめが酷くなるという恐れがあるので、いじめが酷くならにように警備する人がいるといい。	学校では、いじめられた子どもや情報提供をしてくれた子どもを守ることを最優先に対応していくこととしています。安心して学校生活を送ることができるように、見守りなどの確実な安全を確保する計画を立てて学校全体で支援していきます。
いじめを受けた人がすぐに先生などに相談できる環境にしてほしい。	①学校では、全学校が取り組む「悩みやいじめに関するアンケート調査」の他、学校独自アンケートや皆さんとの面談を計画的に実施したり、タブレット端末などを活用したりして、皆さんの小さな変化や心配なサインを見逃さないようにします。 ②いじめ防止に関する教育を通して、いじめが重大な人権侵害であることや、いじめられた子どもの気持ち、いじめへの対処等、いじめに関する理解を深める取組を進めます。
いじめをしている友達のことを担任に報告したら、自分が仲間はずれにされそうで怖くて言えてない子もいるので、そんなことはないということも伝えてほしい。	学校では、いじめの問題に対応するための組織をつくり、担任の先生だけではなく、学校全体で皆さんからのいじめの相談に応じます。また、いじめられた子どもや、友達のいじめについて相談してくれた子どもを守ることを最優先にしていきます。
学校で先生と一対一で相談に乗ってほしい	学校では、全学校が取り組む「悩みやいじめに関するアンケート調査」の他、学校独自アンケートや面談を計画的に実施したり、タブレット端末などを活用したりして、子どもの小さな変化や心配なサインを見逃さないようにします。また、子どもが相談しやすい環境を整えていきます。
先生が心配してくれるのは嬉しいけれど、何回も聞かれたり、大丈夫とか言われたりすることがあると、相談しづらいと思う。	子どもの気持ちに寄り添い、タブレット端末なども活用しながら、安心していじめの相談ができるようにします。
いじめボックスを作り、なにか嫌なことをされたら、紙に嫌だったことと、自分の名前と、相手の名前を書き、先生が1日の最	学校では、全学校が取り組む「悩みやいじめに関するアンケート調査」の他、学校独自アンケートや面談を計画的に実施したり、タブレ

後にみて次の日相談するという取組がいいと思う。	ット端末などを活用したりして、子どもの小さな変化や心配なサインを日々見逃さないようにします。
いじめを見たときにすぐに誰かに言える環境をつくったほうがいい。(誰がいじめの通報を分からないような環境)	学校では、いじめの問題に学校全体で対応するための組織をつくって、皆さんからの相談にいていねいに応じます。また、いじめの相談窓口をわかりやすく伝えられるようにします。
いじめを相談する人がいなかったり、相談しても対策を取ってもらえない人がいたりするので、今挙げている取組のほかに、その部分の対策をしっかりとしてほしい。	学校では、いじめの問題に学校全体で対応するための組織をつくり、子どもからの相談にいていねいに応じます。また、いじめの相談窓口もわかりやすくお伝えするようにします。
生徒がいじめられたり嫌なことをされたりしたら、教師や大人に相談することを呼びかけるといい。	いじめを受けた時にどうしたらよいかわかるように、皆さんに伝えていきます。
生徒の言うことを 9 割 9 分信じることをしたほうが良いと思う。	皆さんの話をいていねいに受け止めて、気持ちに寄り添うことはとても大切です。先生などの勉強会などを通して、子どもを理解する力を高め、上手に相談をうけられるようにします。
先生に相談してもどうしようもないときは、どうしたら良いのか教えてほしい。	学校では、いじめ対策組織をつくり、いじめに気づいたら一人の先生だけではなく学校全体でいじめの対応を行うことになっています。スクールカウンセラーや保健室の先生や他の先生に相談することもできます。
いじめアンケートはよい取り組みだと思うが、書きづらさや周りに合わせてしまう人もいると思う。先生などとの面談を増やしたり、保健室で相談をすることの大切さ、また、それは決して悪いことではないと発信してくれると嬉しい。	アンケート以外にも、計画的な面談や、タブレット端末などを活用したりして、皆さんの小さな変化や心配なサインを見逃さないようにします。また、担任の先生だけではなく、保健室の先生やスクールカウンセラーなど、さまざまな職員に相談することも大切なことだと繰り返し皆さんに伝えていきます。
4 いじめの早期発見	
もっと学校を楽しくしてくれるアプリがあるといい。 (類似意見 2 件)	タブレット端末などで心や体の調子がわかるようにします。ぜひ使ってください。
健康観察はする必要がないと思う。	悩みや困りを抱えていると自分で気付かな

	いうちに体調が変化します。心の変化は体調の変化として表れることがあります。この変化に自分でも気づき、周りも見逃さないようにするためにも健康観察を継続することが重要です。
いじめ防止に向けた動画やタブレット端末などを活用して、児童、生徒に呼びかけるといい。	アンケートについては、学校独自のアンケートと教育委員会が行うアンケートがあります。今後は、タブレット端末なども活用して、相談したいときに相談しやすい先生などに相談できるような工夫をしていきます。
常時書き込める学校のいじめ報告サイトとかを作れば、いじめの疑いがある行為があったときにすぐ書き込むことができ、出来事の詳細を知ることができたり、周りの人がすぐに報告できたりするのでもいいと思う。	いじめの疑いがあればすぐに相談しやすい先生などに相談してください。また、いじめの疑いがある場合には地域の方にも情報をもって解決に向けた働きかけをします。
いじめが起こらないようにするのではなく、いじめが起きづらい環境にするほうがいいと思う。そのために学校での授業などをクラスのみんなで協力してやるような授業にしたり、タブレット端末などを活用して先生と一対一で喋られるような取り組みをするようにしたらいいと思う。	札幌市の学校では、皆さんの思いや願いをかなえるために、みんなで話し合い、協力して取り組む活動を大切にしています。いじめの防止について、学級や学校で話し合い、よりよい方法を考えて動いてみてください。タブレット端末なども活用しながら先生や周りの大人は、皆さんを支援します。
アプリで、新しいいじめのアンケートを取ってほしい。 (類似意見 3 件)	タブレット端末などを活用するなどして、1人1人の悩みや困りを把握したり、相談しやすい先生などに相談できるように工夫していきます。
キッズケータイのところに相談窓口をつくったりするといい。	タブレット端末などのブックマークには、様々な相談窓口のページを入れていますので、ぜひ活用してください。
匿名アンケートなどで定期的に情報を集めるといい。	学校では、すべての学校が行う記名式のアンケートの他に無記名アンケートなど学校独自アンケートを行うこととしており、いじめを早いうちから見付けることができるように取り組んでいます。
いじめアンケートなどは、年に数回から月に2回程度に頻度を増やしたほうが、早いいじめを発見できていいと思う。 (類似意見 42 件)	タブレット端末などを使って、日常の健康観察やいじめに関するアンケートを行うなど、不安や悩みを早いうちに見付けることができるようにします。アンケートをした後は、ア

	ンケートの結果などについて先生などが集まって話し合いをします。また、不安や悩みについては、心理の専門家であるスクールカウンセラーに相談することができます。
いじめが起きていないか、一人一人に聞いたらいいいと思う。	学校では、タブレット端末などを使って、毎日の健康観察やいじめに関するアンケートを行うなど、不安や悩みを早いうちに見付けることができるようにします。更に、お家や地域の人たちと協力しながら、みんなでいじめを防いでいくことが大切です。
いじめアンケートを、より細かく作るべきだと思う。	学校では、すべての学校が行う記名式のアンケートの他に無記名アンケートなど学校独自アンケートを行うこととしており、いじめを早いうちから見付けることができるように取り組んでいます。
アンケートをとっても本当のことは言わない気がするから、アンケートは意味がないと思う。	いじめについては、アンケート結果のほか、日常の様子や学習の記録などを確認したり、スクールカウンセラーなどの専門家に話を聞いたりして、いろいろな視点からいじめを見付けるようにしています。
大人の世界でもいじめはあるので、大人にもアンケートを実施したらいいと思う。	大人であってもいじめをしてしまうことはとても残念なことですし、アンケートなどを用いて心の中を表すことは、大人にも必要かもしれません。もし、周りでいじめられている人がいたら、声をかけたり信頼できる大人に相談したりして、助けてください。
相談しやすい環境とは、どのようなことなのか、具体的に方針に記述してほしい。 (類似意見 12 件)	<u>子どもが安心して相談しやすい環境について、方針の 22 ページに「自分から相談できない児童生徒もいることから、教職員からの声かけに加え、子どもが相談しやすい信頼できる大人に相談できることや、様々な相談窓口があることについて、繰り返し周知に努める。」という文を追記しました。</u>
先生が、もっと一人一人の生徒のことも見てくれたら生徒にとってもっといい学校生活をおくることができると思う。 (類似意見 1 件)	安心して学校生活を送れるようにタブレット端末などを活用するとともに、養護教諭やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも含めた全職員で見守りをします。
いじめが起こらないようにするのは現実的でないので、いじめが起きたときに少	1人1人のSOSに気付くためにタブレット端末などを活用するとともに、保健室の先生や

しでも早く気付くためにはどうしたらよいのかということに力を入れたほうがいい。 (類似意見2件)	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも加えた全職員で見守りをします。いじめを見逃すことがないように、解消に向けても学校いじめ対策といった組織で判断することを徹底します。
いつもは元気なのに元気がないときや暗い子などをみたら先生や大人から声をかけてくれるといい。	悩みや困りを抱えていると自分で気付かないうちに体調が変化することがあります。この変化に気付き、見逃さないようにするためにタブレット端末などを活用し、保健室の先生やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも含めた全職員で見守り声をかけますので安心してください。
先生が今よりもいじめに気付くことができるように、なるべく教室にいたらいいと思う。 (類似意見5件)	いじめは、見えにくく気付きにくい場合もあります。教室でみなさんの様子を見守るとともに、タブレット端末などを活用するなど、保健室の先生やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも加えた全職員で見守ります。
1、2 ヶ月に一回程度、先生などが一人一人にいじめの有無について聞いてくれるといいと思う。 (類似意見2件)	タブレット端末などを活用するなどして、1人1人の悩みや困りを把握したり、相談しやすい先生などに相談できるようにします。
いじめた生徒がいるクラスでは、先生がこんな事件、いじめがあったと教えたほうがいいと思う。 (類似意見1件)	学校では、「いじめは絶対に許されない」という考えを学校全体でしっかり守るために、年に数回、先生などの勉強会を行うこととしています。また、札幌市の学校では、子どもの思いや願いをかなえるために、みんなで話し合い、協力して取り組む活動を大切にしています。いじめの防止について、学級や学校で話し合い、よりよい方法を考えて動いてみてください。
もっと先生が関わるといい。 (類似意見26件)	1人1人の発するサインを見逃さないように、タブレット端末などを活用しながら悩みや困りに気付き、安心して学校生活が送れるように対応します。担任の先生だけではなく、保健室の先生やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも含めた全職員で見守るので、皆さんが話しやすい先生などと相談することもできます。

教師が、きちんといじめをする子に対して注意し、できるだけ早くいじめを無くせるようにしてほしい。 いじめられていると感じている子に対して、どんな些細なことでもいじめだと思ったらそれにあった対応をしてほしい。 (類似意見3件)	いじめの疑いがある場合には、すぐに先生たちが複数で情報を共有して、いじめの判断をします。関係の友達から聴き取りを行う先生やいじめられた子の心のケアをする先生など役割分担をして安心して過ごせるように対応します。
先生と1対1で話す時間を増やすといい。 (類似意見6件)	学校ではタブレット端末などを活用して、健康観察や悩みや困り関するアンケート実施します。この他にも、毎日の健康観察から心と体の調子の変化を複数の先生で確認して声をかけますので、相談しやすい先生にいつでも相談してください。
いじめに気付いた子どもが先生などの大人に報告しやすい環境を作るべき。	悩みや困りを伝えやすい学校独自のアンケートを実施し、その後に話を聞く時間を確保しています。また、1人1人のSOSに気付くためにタブレット端末などを活用するとともに、保健室の先生やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも含めた全職員で見守りをしています。困った時には、相談しやすい先生などに相談してください。
5 家庭・地域との連携	
悩みを相談したいけど相談できない、話すのが怖いと思う子もいると思うので、悩みを相談しやすい環境を、学校だけでなく家庭にも作ることが大切だと思う。	いじめのない社会にするために、学校は家庭や地域と共有して、社会総がかりでいじめの防止に取り組むこととしています。悩みを家族に相談しやすくなるように、学校の取組を家庭にも発信するなどの取組を進めます。
7 いじめの見逃しや一部の先生などによる抱え込みを防ぐための取組	
子どもたちを守るのが大人なのに、見て見ぬふりをしている教師も少なくない。まずそこを改善してほしい。 (類似意見4件)	1人1人のSOSに気付くためにタブレット端末などを活用するとともに、保健室の先生やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも加えた全職員で見守りをします。いじめを見逃すことがないように、解消に向けても学校いじめ対策組織で判断することを徹底します。
学校がいじめを隠蔽しないようにすべき。	学校がいじめを把握した場合は、いじめ対策組織で情報を共有し、チームでいじめの解消

	に向けて取り組みます。学校がいじめを隠すことはありませんが、学校以外で相談できる窓口を皆さんにお知らせしていきます。
--	--

第4章 市立学校におけるいじめへの対処の確認

第4章の全体に対して	
皆さんの意見	札幌市教育委員会の考え方
いじめ対策として、もっと実践的な内容を記載すべき。 (類似意見 3 件)	「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」では、個別のアセスメントシートを活用することや内容を引き継ぐこと、いじめ対策チームのメンバー構成、月1回のいじめ対策の会議の開催など、具体的に定めています。さらに、各学校で「いじめ防止基本方針」を作り、いじめを知ったときに誰がどのように対応するかなど、各学校の実態に合わせて具体的に対応できるように考えていきます。
いじめをしている側、いじめられている側の両方の意見も聞くことを増やしたらいいと思う。 (類似意見1件)	学校がいじめを知ったときには、アセスメントシートを使い、いじめた側、いじめられた側の話をしっかりと聞いて、いじめがなくなるようにします。いじめられた子やいじめを教えてくれた子をしっかりと守ることも大切にしています。
いじめが起きたらその日その場所で解決したらいいい。 (類似意見2件)	学校はいじめができるだけ早く解決できるように取り組みますが、いじめた側、いじめられた側の話をしっかりと聞いて、先生などでよく話し合って解決します。そして、二度といじめが起きないように先生などで見守りを行います。
「しない・させない・許さない」を徹底の「許さない」はだめだと思う。いじめを許さない気持ちは大事だが、いじめた子といじめられた子がきちんと話し合って解決に向かったほうがいい。	いじめを「許さない」というのは、いじめはしてはいけないことだという気持ちをもつことです。ただ、いじめた側、いじめられた側の話をしっかりと聞いて、話し合いですっきりと解決できるのが一番よいです。
自分がいじめられていることを大事にしたいと思う子どもに対して、どのように対応するのか教えてほしい。	まずは、いじめられている子どもが安心できるように、子どもの話をよく聞いた上で、解決の方法を一緒に考えます。また、先生などが、一人に対応するのではなく、チームでい

	じめられた人を守るように取り組みます。
いじめに対する、先生や警察の対応を考えてほしい。	学校がいじめを把握した場合は、いじめ対策組織をつくって、チームでいじめの解消に取り組みます。警察に連絡した方がよいと学校が判断した場合は、警察と連携して解決に向けて取り組みます。
いじめられたら、保健室で勉強できるようにしたり、個室で勉強したりできるようにしてほしい。	学校は、いじめられた側やいじめを教えてくれた人をしっかりと守ることを大切にしています。いじめられた側の気持ちに寄り添って安心して学校生活を送れるようにします。
1 事実関係の確実な把握といじめの認知	
合言葉を決めても住民に浸透するとは思えない。どのような取組で住民に浸透することが可能になるのか。 (類似意見5件)	いじめのサインチェックシートを作成し、各学校へ配布しています。各学校では、チェックシートを家庭や地域、児童会館などに配布して情報を共有し、連携していじめ問題に対応できるようにします。
いじめている人にバレないように、登下校や校内での様子を見てあげてほしい。例えば、インターネット上のいじめなら、スクリーンショットを取っておくなどしてほしい。 (類似意見1件)	インターネット上のいじめに対しては、学校がいじめ対策組織でしっかりと事実確認をします。また、内容を記録した上で保護者見守りのもと書き込みや画像を削除するとともに、いじめの解消と心のケアにします。
2 いじめられた児童生徒の安全・安心を確保	
いじめが起きたときには、助けて全力でサポートしてほしい。(類似意見 3 件)	いじめを受けたときには、先生などがしっかりと悩みをきいて、同じことが起きないように複数の先生で見守りを行い、安心して学校生活を送ることができるよう支えます。
市教委はあくまでもいじめを黙殺した教師や加害者を保護しようとしたり黒塗りの文書を公表したりするのではなく、被害者とその家族を第一に尊重すべきだと思う。	いじめを受けた子どもの苦しみを、いじめた側に理解させ、その責任を自覚できるような指導を行い、いじめられた子どもの心配を聞き取るなどして、安心して生活できるように支えます。
いじめられていた子どもの心のケアをしっかりとほしい。 (類似意見 2 件)	保健室の先生やスクールカウンセラーと先生が相談しながら、いじめられた子どもの心配や不安を聞き取った上で、安心して生活できるように支えます。
いじめられている側はこれを書いたら	いじめられた子どもの見守りをしっかりと行

っといじめられてしまうのではないかと いう不安があるので、他の生徒に伝わら ない方法を取ってほしい。 (類似意見 1 件)	い、同じことが繰り返されないように、先生 などで安全を守るための計画を立てて、いじ められた子どもが安心して学校生活を送る ことができるように支えます。
いじめられた人といじめた人が話すな ら、いじめられた人が「話したい」と言う まで待ってあげるべき。	保健室の先生やスクールカウンセラーと先生 方が相談しながら、いじめられた子どもの心 配や不安を聞き取りながら、その子どもの気 持ちに寄り添って解決につなげます。
いじめを受けたことがある。	いじめを受けたときは、すぐに担任の先生や 話しやすい先生、保健室の先生、スクールカ ウンセラーなどに相談してください。学校で は、先生などが複数人でいじめられた人を守 るように取り組みます。
いじめられる側にも何らかの原因がある と思うので、適度な距離を保って生活し ていくことが大切だと思う。	いじめは、人権侵害行為です。そのため、い じめられている子どもにも責任があるとい う考えはあってはなりません。学校ではお互 いに個性や多様性を認め合うことで心豊か に生活ができるような取組を進めます。
いじめられたら、怪我の治療のために病 院に行くことができるようにしてほしい。	保健室の先生やスクールカウンセラーと先生 が相談しながら、いじめられた子どもの心配 や不安を聞き取ったり、怪我をした時には、 家族と学校が協力して病院に行けるよう に支えます。
3 いじめた児童生徒等への解決に向けた働きかけ	
いじめる人は何かしら理由があっ ていじめていると思うので、いじめの被害にあ った人だけでなく、いじめた人に理由を 聞いたり、家庭内の状況を確認するなど 大人が進んで行動すべき。 (類似意見9件)	いじめたという出来事にだけ目を向けるの ではなく、その子どもの悩みや不安を聴き取 り、一人一人の子どもに応じたていねいな指 導を行います。
いじめる人たちに対して、厳しい罰則を 与えるべき。 (類似意見4件)	いじめた子どもには、いじめを受けた側の苦 しみを理解させ、心から謝ることができるよ うに指導します。
いじめをしている人が、この方針を見て、 今からでもいじめをやめようと思ってく れるといい。傷ついた人の心は治らない けれど、今からでもやり直せると知って ほしい。	いじめた子どもが、いじめを受けた側の苦し みを理解し、心から謝ることができるように 指導します。その後、友人関係が改善でき るように先生などで見守ります。

(類似意見3件)	
いじめた本人が、きちんと反省するよう な取組を重視するべき。 (類似意見24件)	いじめた子どもは、いじめを受けた側の苦し みを理解し、心から謝ることができるように 指導し、その反省を生かして生活できるよ うに注意深く見守ります。
いじめた人が「その人の一生を左右にす る、卑怯なこと」なんだということを理解 する取組をしてほしい。 (類似意見2件)	いじめた子どもの保護者に事実を伝え、学校 と協力しながら、いじめた子どもに、いじめ を受けた側の苦しみを理解させ、心から謝る ことができるように指導します。
いじめた人は、あまりいい育ち方してな いと思うので、いじめた人への支援も大 事だと思う。	学校では、「いじめは絶対に許されない」こと をみんなで学ぶことが大切です。家庭と協力 しながら、いじめた子どもが、いじめを受け た側の苦しみを理解し、心から謝ることがで きるように指導します。
いじめた人に対して授業を行う等、いじ めが許されないことであることを分かっ てもらえるまで何回も伝えるべきだ思 う。 (類似意見2件)	学校では、「いじめは絶対に許されない」こと を学校全体で、何回も学ぶことが大切です。 いじめた子どもが、いじめを受けた側の苦し みを理解し、二度といじめをすることがない ように指導します。
いじめを見かけたら、すぐに止めるか大 人に報告することが大事だと思う。 (類似意見6件)	いじめを見かけたら、すぐに担任の先生や信 頼できる先生に相談することが大切です。い じめを早期に発見することで、解決が早まる だけでなく、いじめられた子の心の回復も早 くなります。
いじめられた側の心のケアを重要として いるが、いじめた側にも心の問題がある と思うから、いじめた側の心のケアもで きるようにしたいと思う。 (類似意見1件)	新年度から健康観察アプリを使用して、日頃 から心身の様子を点検し、子どもたちの SOS を早くから見つけていきます。いじめ たという出来事にだけ目を向けるのではな く、その子どもの悩みや不安を聴き取り、一 人一人の子どもに応じたていねいな指導を 行います。
大人が、いじめを絶対にしてはいけない ということと、いじめを見たり聞いたりし たらすぐ大人に知らせるということを教 えることが大切だと思う。 (類似意見 4 件)	「いじめは絶対に許さない」という考えを学 校全体でしっかり守ることが大切です。まわ りの子どもたちが見て見ぬふりをせず、勇気 をもってまわりの大人に知らせてください。
いじめが起きていたら、友達が寄り添っ て対応できるようにしてほしい。 (類似意見3件)	周りの人が相談にのってくれることが、いじ められている人の安心につながります。ま た、いじめを止めさせることはできなくて

	も、誰かに知らせることが大切であることを学校では伝えていきます。
4 関係保護者との連携	
いじめが起きたときにすぐに親に連絡してほしい。 (類似意見9件)	学校は、いじめられた側といじめた側の両方の保護者に連絡します。そして、保護者と一緒に指導したり、支援したりします。
いじめられていても、親などに言って大事にしないでほしい。	いじめへの対応については、学校と家庭で連携した見守りが大切になります。そのため学校は、いじめられた側といじめた側の両方の保護者に連絡し、一緒にいじめの再発防止と心のケアに取り組みます。
6 再発防止	
いじめが起きて大人が対応したとして、いじめをした子は一時期は落ち着くと思うけど、時間が経過すれば、また同じ人が同じ人をいじめるケースもあり得ると思う。大人が対応するのであれば、また同じいじめが起きる可能性を考えて、責任をもって対応するという言葉を付け足したほうがいいと思う。 (類似意見2件)	学校は、いじめの防止等について、素早く組織的な取組を実施する責任があります。学校がいじめを把握した場合は、いじめ対策組織を立ち上げ、しっかりと事実確認を行い、チームでいじめの解消に向かって取り組みます。そして、二度といじめが起きないように先生などで見守りを行います。

その他

その他	
皆さんの意見	札幌市教育委員会の考え方
いじめについて相談しやすくするために、元気になれるキャラクターを作してほしい。	札幌市教育委員会では、ちっきゅん、おっほん、ゆっぽろ、というキャラクターがいます。様々な場面で登場しますので、ぜひ親しんでください。

大人の皆様へ

令和6年3月から令和6年4月まで、札幌市いじめの防止等のための基本的な方針(改定案)に対する意見を募集しました。この資料は、児童生徒の皆様から寄せられた意見の概要と、それに対する札幌市教育委員会の考え方について報告するものです。

ぜひ、お子様と一緒に読みください。

<問い合わせ先>

札幌市教育委員会児童生徒担当部

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV 北2条ビル3階

TEL:011-211-3861

Eメール: jidouseito@city.sapporo.jp

市政番号

札幌市いじめの防止等のための基本的な方針（改定案）の修正部分

キッズコメントを受けた本書の修正部分

番号	いただいた意見	修正部分
1	「しない・させない・許さない」についての説明が少なくて、「許さない」というのはいじめをした人を許さないのか、それとも、いじめという行為自体を許さないのか、どちらなのかがよくわからないので、もう少し説明があるとわかりやすい。	3ページ 第1章4（3） 下線部分の文言を追記 <u>いじめという行為は、人権侵害行為で許されるものではなく、いじめの問題をより根本的に克服していくため「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」との認識をもち、子どもたちが自治的な活動を通して、いじめの問題について主体的に考えることが重要である。</u>
2	隠蔽しようとする教師もいるので、子どもに信頼できる大人とになるべきだと思う。	19ページ 第3章3（1） 以下の文を追記 全ての教職員が「いじめは絶対に許されない」、「いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守る」という姿勢を共有し、児童生徒が教職員を信頼し、見守られているという安心感をもって学校生活を送ることができるようにする。
3	相談しやすい環境とは、どのようなことなのか、具体的に方針に記述してほしい。	22ページ 第3章4（1） 以下の文を追記 自分から相談できない児童生徒もいることから、教職員からの声かけに加え、子どもが相談しやすい信頼できる大人に相談できることや、様々な相談窓口があることについて、繰り返し周知に努める。